

水戸市バリアフリー特定事業計画

2019年3月

水 戸 市

目 次

はじめに	特定事業計画について	1
1	計画作成の背景	1
2	計画作成の目的	2
3	計画の位置付け	3
4	計画の期間	4
5	計画の作成体制	4
6	計画の推進体制	5
	(1) 事業の実施と進捗管理	
	(2) 整備水準の向上	
7	特定事業の実施箇所図	7
第 1 章	公共交通特定事業計画	9
第 2 章	道路特定事業計画	26
第 3 章	都市公園特定事業計画	71
第 4 章	建築物特定事業計画	79
第 5 章	交通安全特定事業計画	92
資料編		97
資料 1	移動等円滑化に係る県条例（道路）	99
資料 2	移動等円滑化に係る市条例（道路）	108
資料 3	移動等円滑化に係る県条例（都市公園）	117
資料 4	移動等円滑化に係る市条例（都市公園）	123
資料 5	移動等円滑化に係る県条例（交通安全）	130

はじめに 特定事業計画について

1 計画作成の背景

本市では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）に基づき、2018年3月に「水戸市バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」という。）を作成しました。

基本構想では、目指す姿である「出かけたいたい気持ち、住んでみたい気持ちにこたえるまちづくり」の実現に向け、「連続的なバリアフリー化」、「持続的なバリアフリー化」、「心のバリアフリーの推進」の三つの基本方針を掲げ、必要なバリアフリー施策の検討を進めてきました。

これら施策の効果を高めるため、水戸駅を中心とする地区を重点的かつ一体的なバリアフリー化に取り組む重点整備地区に設定し、公共交通、道路、都市公園、建築物及び交通安全の五つの特定事業に取り組むことで、本市のバリアフリー化をリードする地区とすることとしました。

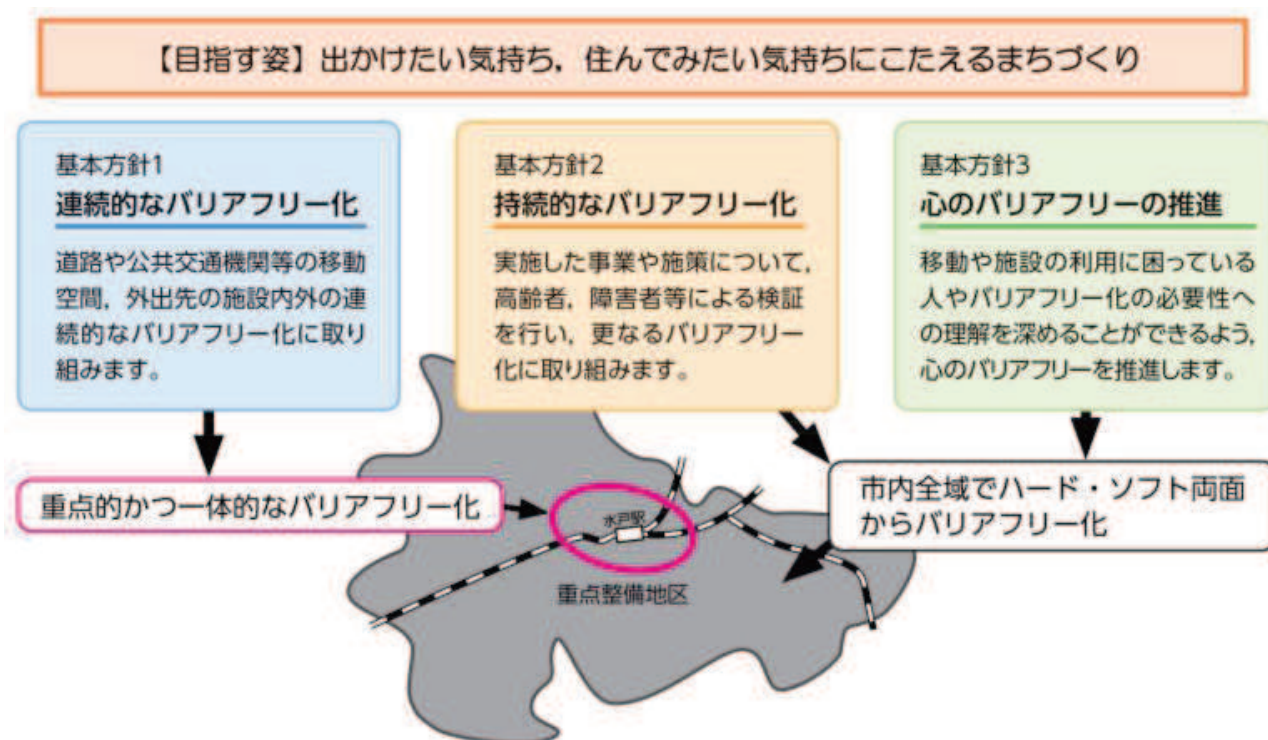


図1 基本構想における目指す姿、基本方針

2 計画作成の目的

バリアフリー法では、基本構想の作成後に、特定事業を実施するための計画（特定事業計画）を作成し、これに基づき特定事業を実施することとされています。また、特定事業計画の作成に当たっては、基本構想を作成した市町村や他の関係事業者等へ意見照会を行うことが、特定事業の事業主体の義務として示されています。

「出かけたい気持ち、住んでみたい気持ちにこたえるまちづくり」を実現するためには、特定事業間のバリアフリー水準やスケジュールの整合を図るとともに、進捗状況を一元的に管理しながら、基本構想に位置付けた特定事業の着実な進捗を図ることが必要です。

そのため、本市が中心となって、各事業者間の調整を行うとともに、高齢者や障害者を含めた施設利用者に御意見をいただきながら、特定事業計画をとりまとめることとしました。

3 計画の位置付け

特定事業計画は、バリアフリー法に基づき、基本構想に位置付けた特定事業の内容や実施時期等について、具体的に示すものです。

特定事業計画の作成に当たっては、移動等円滑化の促進に関する国の基本方針や県や市の条例等に定める基準のクリアを目指すことはもちろん、利用者ニーズを踏まえ、整備水準のさらなる向上も検討するものとします。

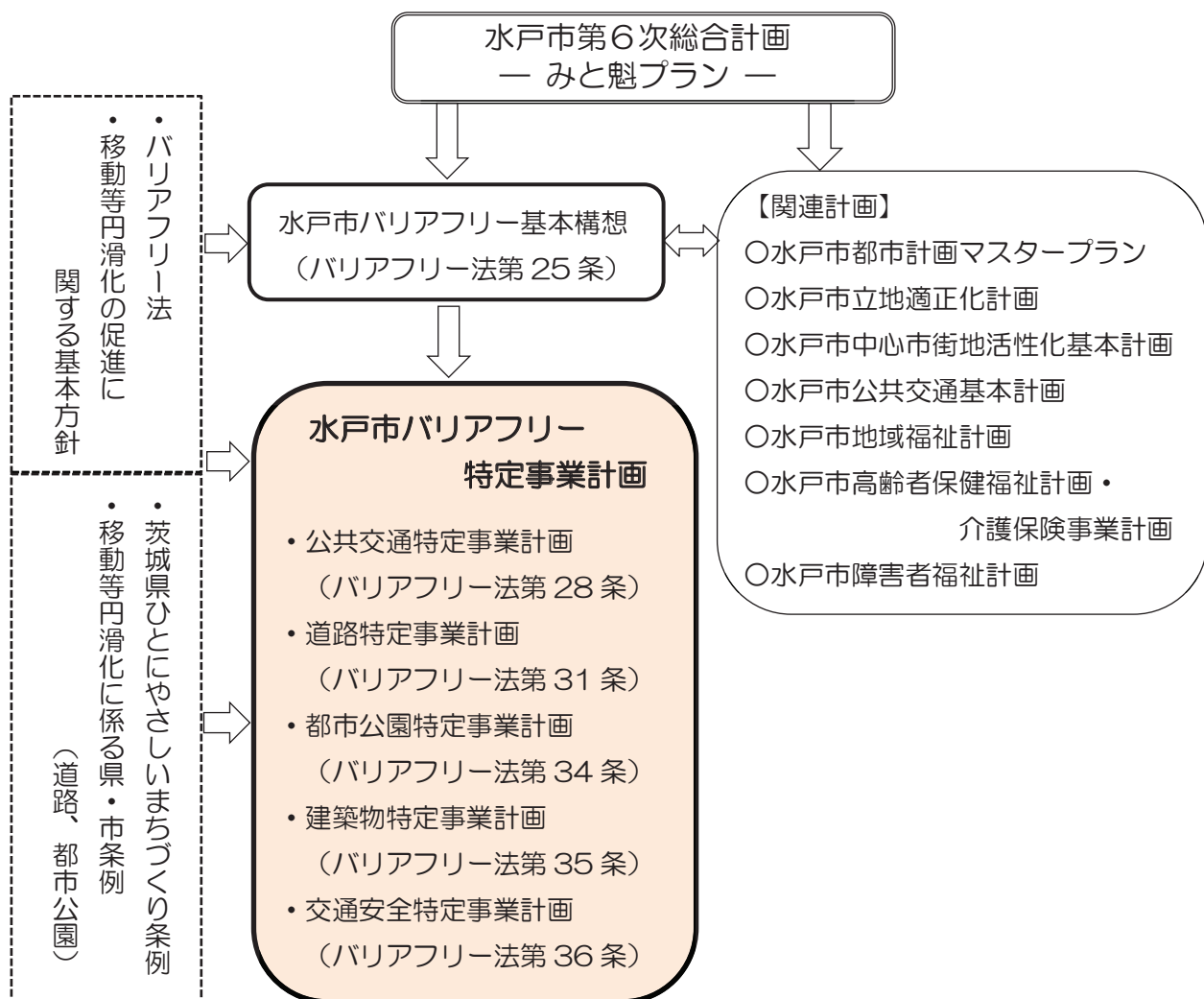


図2 特定事業計画の位置付け

4 計画の期間

特定事業計画の期間は、水戸市第6次総合計画の基本計画との整合を図り、2018年度から2023年度までの6か年とし、基本構想で「前期」又は「全期間」に実施することとした特定事業を対象とします。ただし、国の基本方針の改定状況や社会情勢等の変化を踏まえ、特定事業計画の見直しを行うものとします。

なお、基本構想で「後期」に実施することとした事業については、次期総合計画の策定後に特定事業計画を作成するものとします。

【参考】 基本構想における実施期間の区分

区分	実施期間
前 期	2018年度から2023年度まで (6か年)
後 期	2024年度から2028年度まで (5か年)
全期間	2018年度から2028年度まで (11か年)

5 計画の作成体制

特定事業計画の作成に当たっては、バリアフリー法第26条に基づき組織した水戸市バリアフリー環境整備推進協議会（以下「協議会」という。）で議論しながら、作業を進めました。

作成過程において、事業スケジュールなど各事業主体の調整が必要な事項については、協議会の専門部会である事業部会で検討を進めるとともに、同じく専門部会である調査部会で利用者ニーズの把握に努めながら、協議会で計画内容の合意形成を図りました。

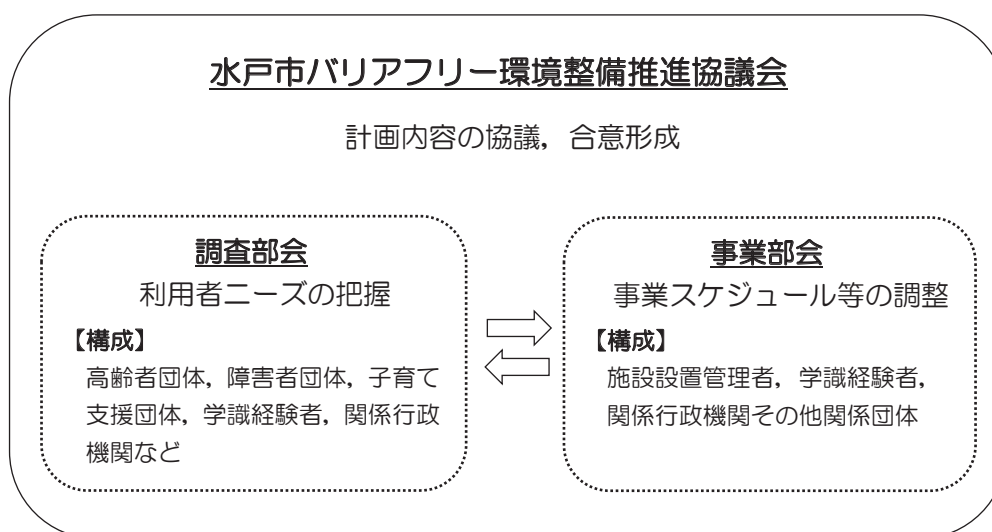


図3 計画の作成体制

6 計画の推進体制

(1) 事業の実施と進捗管理

各事業主体は、特定事業計画に基づき着実に事業を推進することになり、毎年度、事業の進捗状況を協議会に報告します。

協議会では、整備方針に沿ったバリアフリー化が行われているか、計画期間内に事業が実施されているかなど、事業の進捗管理を行います。

(2) 整備水準の向上

施設や道路がバリアフリー化されても、実際には使いにくいといった御意見をいただくことがあります。整備後においても、高齢者や障害者の視点から、不足しているものを明らかにし、その不足を補うための方策を協議会で検討し、整備に反映させるプロセスを継続的に行う必要があります。

本市では、特定事業計画に位置付けた事業については、設計や施工等の際に、調査部会において、利用者との意見交換の機会を設けることを基本とします。

協議会や調査部会で得られた知見を他の事業で生かすことにより、スパイラルアップを図り、バリアフリー水準の向上を目指します。

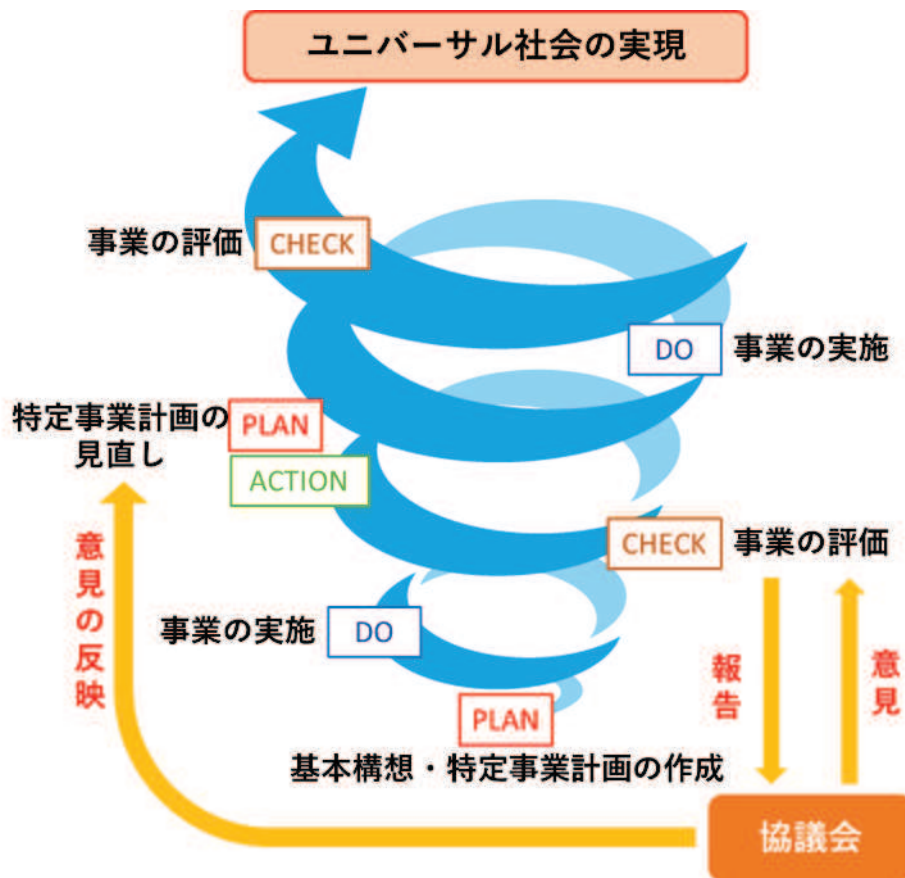


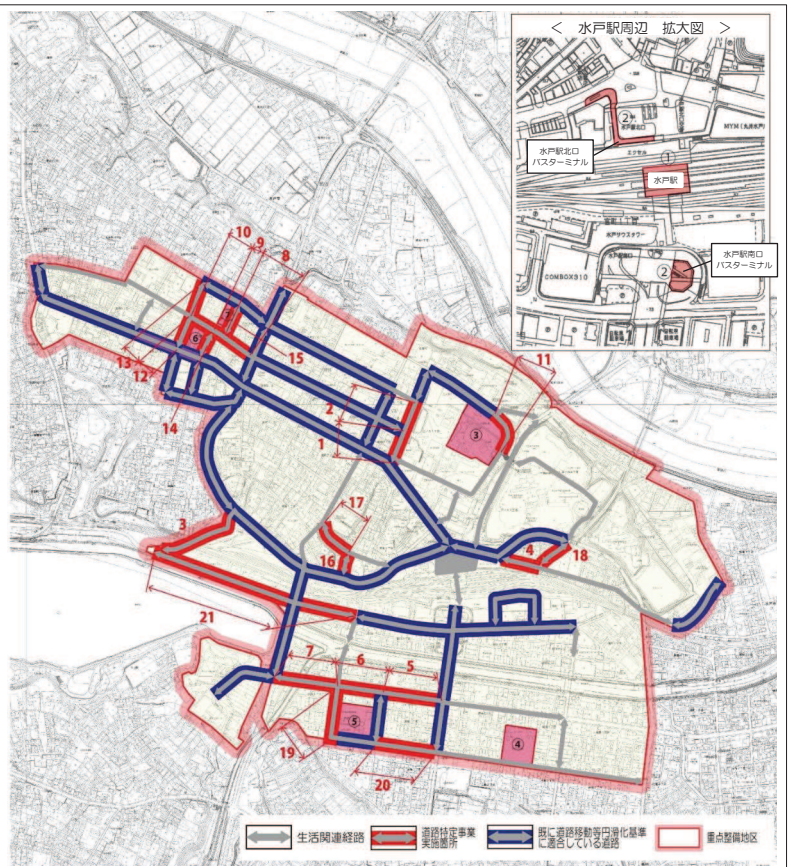
図4 段階的・継続的な取組（スパイラルアップ）のイメージ

7 特定事業の実施箇所図

事業区分	事業実施箇所
公共交通	① 水戸駅
	② 水戸駅バスターミナル（北口・南口）
	— 路線バス
	— タクシー
道路	下表のとおり
都市公園	③ 弘道館公園
	④ 駅南平和公園
	⑤ 市役所新庁舎
建築物	⑥ 新市民会館
	⑦ (仮称)水戸芸術館東地区駐車場
交通安全	95ページ参照

番号	路線名〔起点～終点〕	番号	路線名〔起点～終点〕
1	国道118号 〔水戸中央郵便局前交差点～裁判所前交差点〕	12	市道上市199号線 〔奥町1丁目交差点～水戸芸術館前交差点〕
2	国道118号 〔裁判所前交差点～裁判所東交差点〕	13	市道上市199号線 〔水戸芸術館前交差点～五軒町2丁目交差点〕
3	主要地方道水戸神保線 〔梅香高栄橋西交差点～梅戸橋南交差点〕	14	市道上市192号線 〔国道50号交点～幹線市道4号線交点〕
4	幹線市道1号線 〔三の丸2丁目交差点～市道上市247号線交点〕	15	市道上市196号線 〔五軒町1丁目北交差点～五軒町1丁目南交差点〕
5	幹線市道2号線 〔駅南中央交差点～中央1丁目交差点〕	16	市道上市254号線 〔西町2丁目交差点～市道上市259号線交点〕
6	幹線市道2号線 〔中央1丁目交差点～市役所入口交差点〕	17	市道上市259号線 〔幹線市道3号線交点～市道上市254号線交点〕
7	幹線市道2号線 〔市役所入口交差点～文化センター入口交差点〕	18	市道上市247号線 〔幹線市道1号線交点～国道51号線交点〕
8	幹線市道4号線 〔五軒町1丁目交差点～五軒町1丁目南交差点〕	19	市道駅南4号線 〔市役所入口交差点～水戸市役所西交差点〕
9	幹線市道4号線 〔五軒町1丁目南交差点～市道上市192号線交点〕	20	市道駅南4号線 〔市道駅南45号線交点～白梅2丁目交差点〕
10	幹線市道4号線 〔市道上市192号線交点～水戸芸術館前交差点〕	21	都市計画道路3・3・175号線 〔市道駅南1号線交点～梅戸橋南交差点〕
11	市道上市6号線 〔市道上市352号線交点～市道上市204号線交点〕		

※ 網掛け部分（No.5、6、7の道路）は、基本構想で「後期」（2024～2028年度）に事業を実施することとしたため、本計画の対象としていません。



第1章 公共交通特定事業計画

1 公共交通特定事業計画に定める事項

バリアフリー法では、公共交通特定事業計画においては、次の事項について定めるものとしています。

- 事業を実施する特定旅客施設又は特定車両
- 事業の内容
- 事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- その他事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(バリアフリー法第28条第2項)

2 事業概要

基本構想に位置付けた公共交通特定事業は、次のとおりです。

No.	施設名	事業主体
①	水戸駅	東日本旅客鉄道株式会社
		鹿島臨海鉄道株式会社
②	水戸駅北口バスターミナル	県バス協会
		各バス事業者
		市（交通政策課，都市計画課）
③	水戸駅南口バスターミナル	県バス協会
		各バス事業者
		市（交通政策課，道路管理課）
—	路線バス	県バス協会
		各バス事業者
		各道路管理者（国，県，市）
—	タクシー	県ハイヤー・タクシー協会
		各タクシー事業者

※ 「No.」は、7ページ「特定事業の実施箇所図」の番号に対応しています。

No.	施設名	事業主体					
①	水戸駅	東日本旅客鉄道株式会社					
項目	内容	実施（予定）期間 [年度]					
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
駅構内 動線	エスカレーターの取り替えを行う。[4台分]	工事					
	視覚障害者誘導用ブロックの補修・改善を行う。				随時実施		
券売機	車椅子使用者のひざが十分入るような奥行き（蹴込み）を設ける。[2台分]			2023年度までに実施予定			
車両	バリアフリー対応車両を導入する。						
					随時実施		
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法							
<ul style="list-style-type: none"> エスカレーターの取り替え [事業の実施に必要な資金の額] 約 62,000 千円 [調達方法] 自己資金 その他 [事業の実施に必要な資金の額] 未定 [調達方法] 自己資金 							

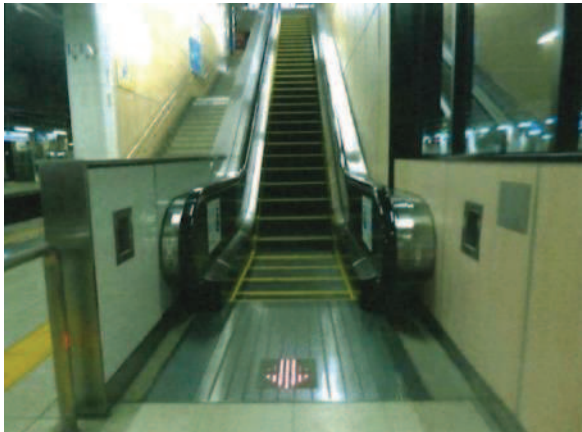


図5 水戸駅構内のエスカレーター



図6 水戸駅の券売機

● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果を高めるため、東日本旅客鉄道株式会社が取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
<p>【社員研修の充実，接客向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> •サービスマネージャー（案内専用スタッフ）を配置し，声かけ・サポート運動を強化する。 •サービス品質推進員が中心となり，接客向上に係る勉強会を月1回実施する。 	<p>2018～ 2023年度 （継続して実施）</p>

No.	施設名	事業主体					
①	水戸駅	鹿島臨海鉄道株式会社					
項目	内容	実施（予定）期間 [年度]					
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
車両	バリアフリー対応車両を導入する。	1両	1両	1両	1両	1両	1両
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法							
<p>[事業の実施に必要な資金の額（6か年合計）] 約 954,000 千円</p> <p>[調達方法] 自己資金，補助金</p> <p>※ 活用する補助金（2020年度以降未定）</p> <p>[国] 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）及び 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（インバウンド対応型鉄軌道 車両整備事業）</p> <p>[県] 茨城県鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金</p> <p>[市] 水戸市大洗鹿島線安全輸送設備等整備事業費補助金</p>							
その他，事業の実施に際し配慮すべき重要事項など							
<ul style="list-style-type: none"> ・国の補助制度を活用して，新型車両の導入を計画している。 							

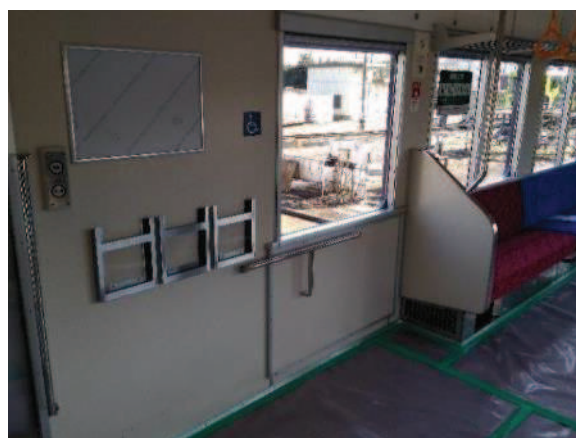


図7 鹿島臨海鉄道大洗鹿島線 バリアフリー対応の新型車両

● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果を高めるため、鹿島臨海鉄道株式会社が取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
<p>【社員研修の充実， 接遇向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 接遇向上に係る社内研修等を実施する。 • 東日本旅客鉄道(株)と連携し， 駅員が階段昇降を実施するなど， 車椅子利用者等への対応に配慮する。 • 2023 年度までに， 准サービス介助士資格取得者を現在の 10 名から 46 名へ増加させる。 	<p>2018～ 2023 年度 (継続して実施)</p>

No.	施設名	事業主体					
②	水戸駅北口バスターミナル	市（都市計画課）					
項目	内容	実施（予定）期間 [年度]					
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
アクセ ス動線	舗装面の改善を行う。						
	バス乗り場付近の照明設備を LED化する。					工事	
	視覚障害者誘導用ブロックの補 修・改善を行う。						
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法							
<ul style="list-style-type: none"> バス乗り場付近の照明設備のLED化 [事業の実施に必要な資金の額] 約 2,000 千円 [調達方法] 市予算で対応 その他 実施時期において市予算等で対応 							



図8 水戸駅北口バスターミナル

No.	施設名	事業主体					
②	水戸駅北口バスターミナル	県バス協会、各バス事業者、市（交通政策課）					
項目	内容	実施（予定）期間 【年度】					
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
案内・サイン	各バス事業者共通のインフォメーション施設を整備する。						2023年度までに実施予定
	各バス事業者共通のサインシステムを導入する。（系統番号の整理、路線のカラーリングなど）						2023年度までに実施予定
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法							
<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に必要な資金の額（事業費）、設置場所及び事業主体間の負担割合等は未定 							
その他、事業の実施に際し配慮すべき重要事項など							
<ul style="list-style-type: none"> バス路線再編の進捗状況を考慮し、整備に向けた検討を進める。 							



図9 【参考】金沢市のインフォメーション施設、交通案内所

No.	施設名	事業主体					
②	水戸駅南口バスターミナル	市（道路管理課）					
項目	内容	実施（予定）期間 [年度]					
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
アクセ ス動線	舗装面の改善を行う。						
	視覚障害者誘導用ブロックの補修・改善を行う。				随時実施		
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法							
<ul style="list-style-type: none"> ・実施時期において市予算等で対応 							



図 10 水戸駅南口バスターミナル

No.	施設名	事業主体					
②	水戸駅南口バスターミナル	県バス協会, 各バス事業者, 市(交通政策課)					
項目	内容	実施(予定)期間 [年度]					
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
案内・サイン	各バス事業者共通のサインシステムを導入する。(系統番号の整理, 路線のカラーリングなど)						
2023年度までに実施予定							
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法							
<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に必要な資金の額(事業費), 設置場所及び事業主体間の負担割合等は未定 							
その他, 事業の実施に際し配慮すべき重要事項など							
<ul style="list-style-type: none"> バス路線再編の進捗状況を考慮し, 整備に向けた検討を進める。 							

● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果を高めるため、県バス協会、各バス事業者、市が連携して取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
<p>【情報提供の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光客など、本市を初めて訪れる人にも分かりやすいバス路線図や時刻表を作成する。 	<p>2018～ 2023年度 （継続して実施）</p>



図 11 みとバス MAP

〔 水戸市都市交通戦略会議で作成。水戸駅から主な目的地に路線バスで行く際のおすすめ路線を色分けして表示するなど、分かりやすさに重点を置いた路線図である。 〕

施設名		事業主体					
路線バス		茨城交通株式会社					
項目	内容	実施（予定）期間 [年度]					
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
車両	ノンステップバスを導入する。	10台	10台	10台	10台	10台	10台
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法 [事業の実施に必要な資金の額（6か年合計）] 約 386,650 千円 [調達方法] 自己資金, 補助金 ※ 活用する補助金 [国] 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（バリアフリー化設備等整備事業）又は 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業） [県] 茨城県らくらく乗り降りバス普及促進事業費補助金 [市] 水戸市超低床ノンステップバス導入事業補助金							

● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果を高めるため、茨城交通株式会社が取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
【乗務員研修の充実，接遇向上】 <ul style="list-style-type: none"> 筆談具を各車両へ設置するなど，利用者の視点に立った対応に取り組む。 高齢者，障害者等の介助方法に関する研修（バリアフリー研修）を継続して実施する。 	2018～ 2023年度 （継続して実施）

施設名		事業主体					
路線バス		関東鉄道株式会社					
項目	事業内容	実施（予定）期間 [年度]					
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
車両	ノンステップバスを導入する。	2台	2台	2台	2台	2台	2台
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法 [事業の実施に必要な資金の額（6か年合計）] 約 336,000 千円 [調達方法] 自己資金, 補助金 ※ 活用する補助金 [国] 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（バリアフリー化設備等整備事業）又は 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業） [県] 茨城県らくらく乗り降りバス普及促進事業費補助金 [市] 水戸市超低床ノンステップバス導入事業補助金							

● **特定事業（ハード）と連携する事業**

施設等の整備効果を高めるため、関東鉄道株式会社が取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
【乗務員研修の充実，接遇向上】 <ul style="list-style-type: none"> 全営業所において、乗務員への接遇向上研修（おもてなし研修）を月2回実施する。 特に、水戸営業所では、AED の使用方法や救命に対する知識を得るための研修を行う。 	2018～ 2023 年度 （継続して実施）

施設名		事業主体					
路線バス		関鉄グリーンバス株式会社					
項目	内容	実施（予定）期間 【年度】					
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
車両	ノンステップバスを導入する。	3台	1台	1台	1台	1台	1台
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法							
<ul style="list-style-type: none"> ・実施時期において所要額を調達 							

● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果を高めるため、関鉄グリーンバス株式会社が取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
<p>【乗務員研修の充実， 接遇向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接遇向上に係る職場懇談会を2か月に1回実施する。 ・高齢者，障害者等に対する対応を習得するため，介護施設と連携し，実車を用いての実技研修を年1回実施する。 	<p>2018～ 2023年度 (継続して実施)</p>

施設名		事業主体					
路線バス		ジェイアールバス関東株式会社					
項目	内容	実施（予定）期間 [年度]					
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
車両	ノンステップバスを導入する。	1台					未定
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法							
[事業の実施に必要な資金の額] 約 16,000 千円 [調達方法] 自己資金							

● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果を高めるため、ジェイアールバス関東株式会社が取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
<p>【乗務員研修の充実，接遇向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 筆談具を各車両へ設置したり，外国人とのコミュニケーション用に「指さし会話帳」を全ての乗務員が携帯するなど，利用者の視点に立った対応に取り組む。 職場勉強会（サービス研修）を毎月実施する。 高齢者，障害者等の介助方法に関する研修を新任乗務員全員に受講させるとともに，各支店において高齢者疑似体験等を実施する。 	<p>2018～ 2023 年度 (継続して実施)</p>

【参考】 ノンステップバス導入予定台数

事業主体	実施（予定）期間 [年度]						合計
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
茨城交通(株)	10台	10台	10台	10台	10台	10台	60台
関東鉄道(株)	2台	2台	2台	2台	2台	2台	12台
関鉄グリーンバス(株)	3台	1台	1台	1台	1台	1台	8台
ジェイアールバス関東(株)	1台	未定	未定	未定	未定	未定	1台
合 計	16台	13台 以上	13台 以上	13台 以上	13台 以上	13台 以上	81台 以上

※ 本市におけるノンステップバス車両数（4社合計）：138台（2017年度末時点）



図 12 ノンステップバス

（乗降口に段差がないなど、高齢者や身体障害者等に配慮された構造のバス）

施設名		事業主体					
路線バス		県バス協会、各道路管理者（国、県、市）					
項目	内容	実施（予定）期間 【年度】					
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
バス停	屋根やベンチの設置などにより、バス待ち環境の向上を図る。						
	泉町一丁目バス停			設計	工事		
	その他のバス停			随時実施			
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 泉町一丁目バス停 [事業の実施に必要な資金の額] 約 36,500 千円 [調達方法] 市予算, 補助金 ※ 活用する補助金 [国] 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（バリアフリー化設備等整備事業） ・ その他のバス停 事業の実施に必要な資金の額（事業費）、整備箇所及び事業主体間の負担割合等は未定 							
その他、事業の実施に際し配慮すべき重要事項など							
<ul style="list-style-type: none"> ・ バス路線再編の進捗状況を考慮し、整備に向けた検討を進める。 							

● **特定事業（ハード）と連携する事業**

施設等の整備効果を高めるため、県バス協会、各道路管理者が連携して取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
【情報提供の充実】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光客など、本市を初めて訪れる人にも分かりやすいバス路線図や時刻表を作成する。（再掲） 	2018～ 2023 年度 （継続して実施）

施設名		事業主体					
タクシー		県ハイヤー・タクシー協会、各タクシー事業者					
項目	内容	実施（予定）期間 【年度】					
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
車両	ユニバーサルデザインタクシーを導入する。	9台	7台	7台	未定		
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法							
<p>[事業の実施に必要な資金の額（3か年合計）] 約 69,000 千円</p> <p>[調達方法] 自己資金，補助金</p> <p>※ 活用する補助金</p> <p>[国] 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（バリアフリー化設備等整備事業）又は訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業）</p>							

● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果を高めるため、県ハイヤー・タクシー協会、各タクシー事業者が連携して取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
<p>【乗務員研修の充実，接遇向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルドライバー研修を年2回実施する。 <p>なお、当該研修を実施するに当たっては、車椅子使用者と連携するなど、効果的な手法を検討する。</p>	<p>2018～ 2023 年度 (継続して実施)</p>



図 13 ユニバーサルデザインタクシー



図 14 ユニバーサルドライバー研修の様子

第2章 道路特定事業計画

1 道路特定事業計画に定める事項

バリアフリー法では、道路特定事業計画においては、次の事項について定めるものとして
ています。

- 事業を実施する道路の区間
- 区間ごとに実施すべき事業の内容及び実施予定期間
- その他事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(バリアフリー法第31条第3項)

2 事業概要

基本構想で「前期」（2018～2023年度）に実施することとした道路特定事業は、次のとおりです。

No.	路線名	事業主体
1, 2	国道118号	県（道路維持課，水戸土木事務所）
3	主要地方道水戸神栖線	県（都市整備課，水戸土木事務所）
4	幹線市道1号線	市（市街地整備課）
8, 9	幹線市道4号線	市（泉町周辺地区開発事務所）
10	幹線市道4号線 （再開発区域内の区間）	市（泉町周辺地区開発事務所） 泉町1丁目北地区市街地再開発組合
11	市道上市6号線	市（市街地整備課）
12	市道上市189号線 （再開発区域内の区間）	市（泉町周辺地区開発事務所） 泉町1丁目北地区市街地再開発組合
13	市道上市189号線	市（泉町周辺地区開発事務所）
14	市道上市192号線 （再開発区域内の区間）	市（泉町周辺地区開発事務所） 泉町1丁目北地区市街地再開発組合
15	市道上市196号線	市（泉町周辺地区開発事務所）
16	市道上市254号線	市（市街地整備課）
17	市道上市259号線	市（市街地整備課）
18	市道上市247号線	市（市街地整備課）
19, 20	市道駅南4号線	市（道路建設課）
21	都市計画道路3・3・175号線	市（市街地整備課）

※ 「No.」は、7ページ「特定事業の実施箇所図」の番号に対応しています。

3 道路移動等円滑化基準

道路特定事業は、道路移動等円滑化基準に適合していない道路を当該基準に適合させるための事業であり、当該基準は、主務省令と県及び市の条例で定められています。

事業主体	適合させるべき道路移動等円滑化基準
国	「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」(平成 18 年 国土交通省令第 116 号) で定める基準
県	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」(平成 24 年 茨城県条例第 81 号) で定める基準
市	「水戸市道路の構造に関する移動等円滑化のために必要な基準を定める条例」(平成 25 年 水戸市条例第 6 号) で定める基準

地方公共団体が条例で道路移動等円滑化基準を定める場合は、省令に定める基準を参酌するものとされているため、省令と県及び市が条例で定める道路移動等円滑化基準は、ほぼ同じ内容となっており、歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)を設置又は改善するに当たって適合させるべき基準の内容は、次のとおりです。(ただし書きに「県の条例」や「市の条例」と記載のないものは、省令に規定された内容を記載しています。)

(1) 歩道の有効幅員

- 【基準の内容】**
- 交通量の多い場合は 3.5 メートル以上とする。
 - その他の場合は 2 メートル以上とする。

ただし、市街化の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、当分の間、1.5 メートルまで縮小することができる。

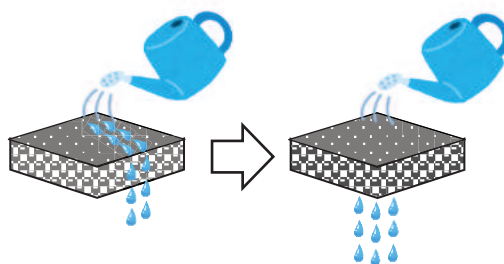


(2) 舗装等

- 【基準の内容】**
- 雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。
 - 平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。

ただし、道路の構造、気象状況その他の特別な状況によりやむを得ない場合は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造としなくても良い。

【透水性舗装のイメージ】



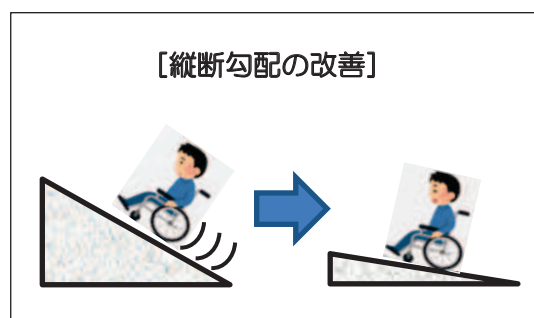
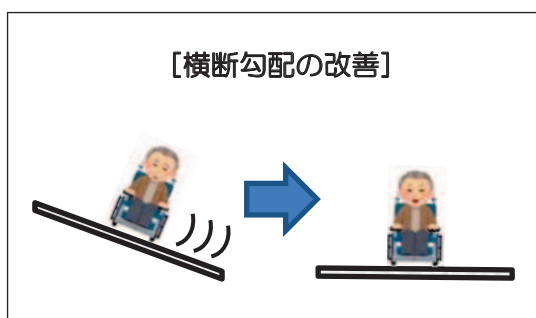
(3) 勾配

- 【基準の内容】**
- ・縦断勾配は、原則として5パーセント以下とする。
 - ・横断勾配は、原則として1パーセント以下とする。

ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、縦断勾配を8パーセント以下、道路の構造、気象状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、横断勾配を2パーセント以下とすることができる。



● 勾配の改善イメージ



(4) 歩道等と車道等の分離

- 【基準の内容】
- ・ 車道等に接続して縁石線を設ける。
 - ・ 縁石の車道等に対する高さは、原則として15センチメートル以上とする。

(5) 高さ

- 【基準の内容】
- ・ 歩道等の車道等に対する高さは5センチメートルを標準とする。
(横断歩道に接続する部分は、この限りでない。)

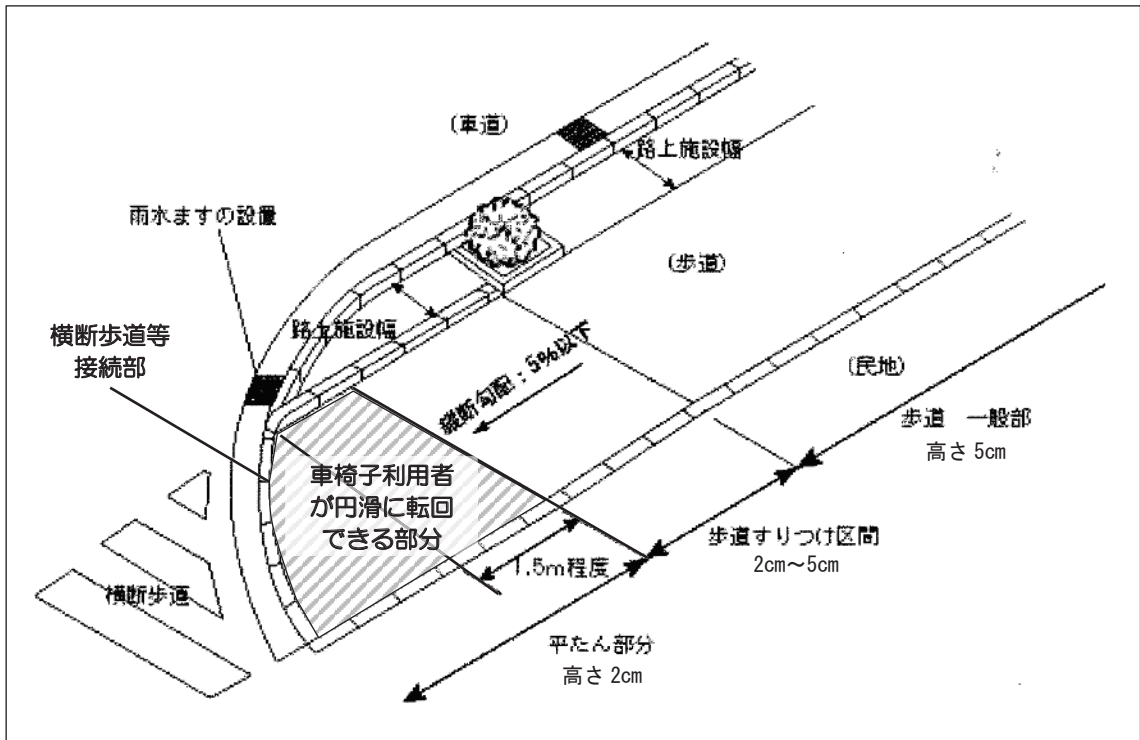
ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、当該基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、当該基準によらないことができる。



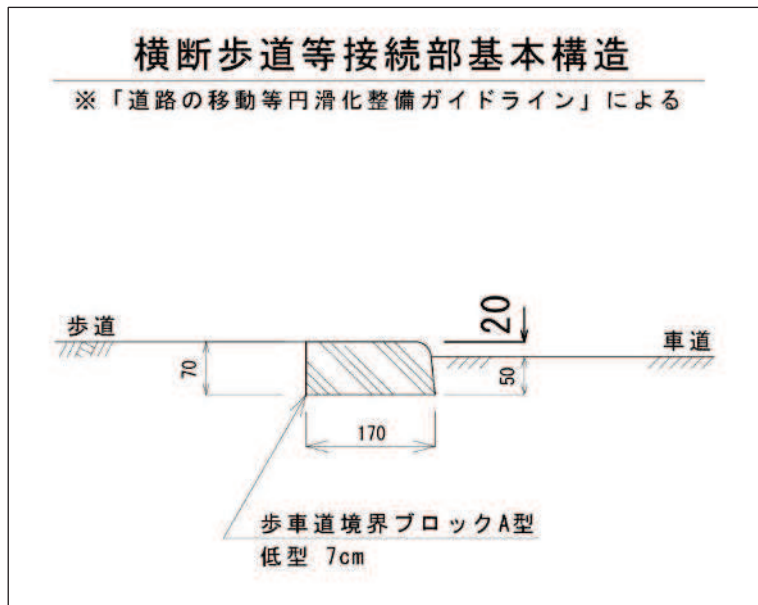
(6) 横断歩道等に接続する歩道等の部分

- 【基準の内容】**
- ・車道等の部分より高くする。
 - ・段差の高さは2センチメートルを標準とする。
 - ・段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とする。

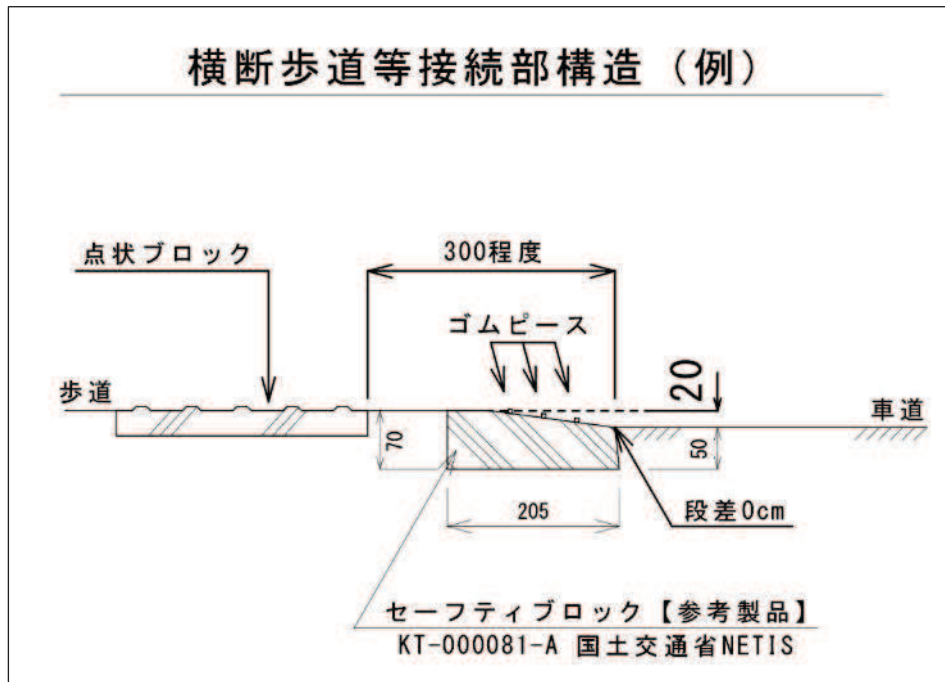
ただし、市の条例には、視覚障害者の円滑な移動に配慮した構造である場合は、2センチメートル以下とすることができると規定されている。



(資料：「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」を一部改編)



- 視覚障害者の円滑な移動に配慮した構造（市条例の特例を採用した構造）とし、段差を2センチメートル以下にした事例



（資料：水戸市作成）

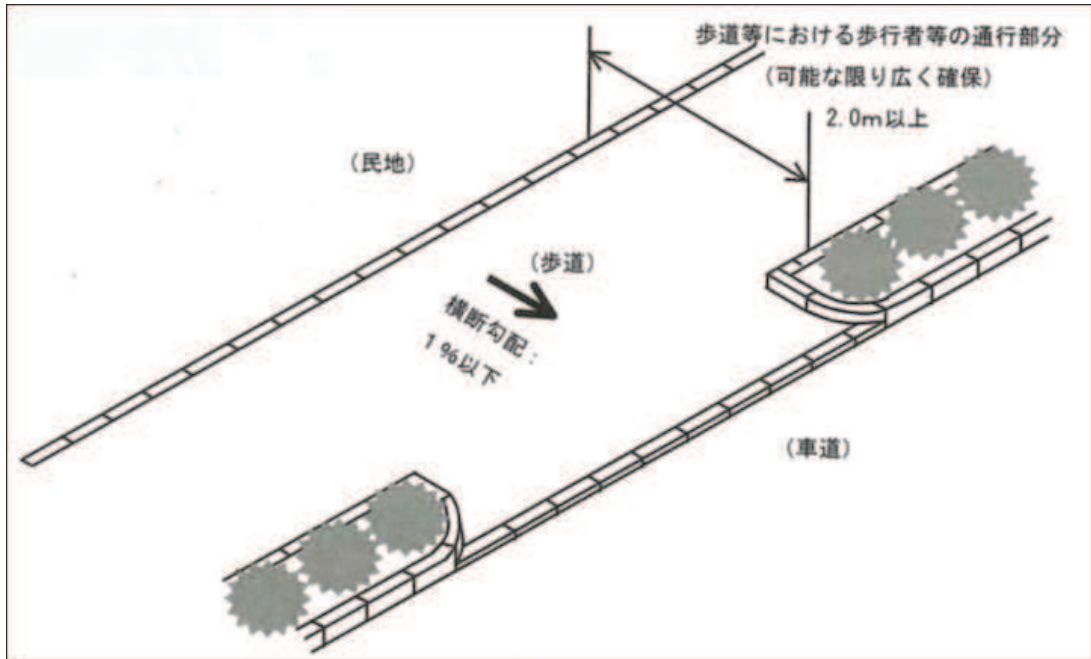
〔実際の施工事例〕 水戸市役所本庁舎南側道路（市道駅南4号線）



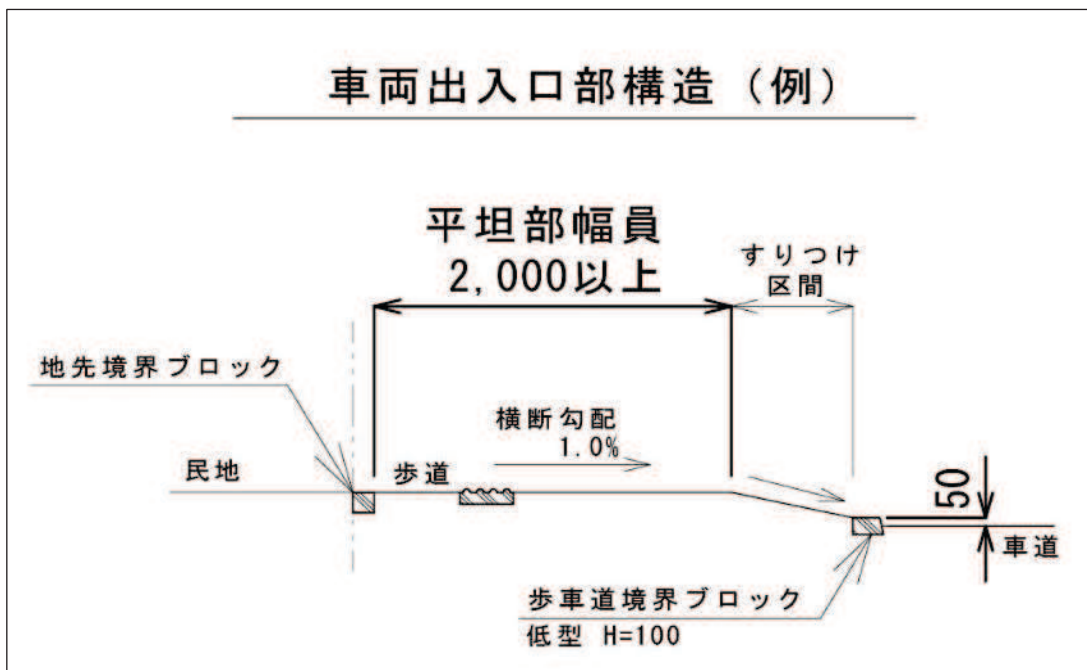
(7) 車両乗入れ部

- 【基準の内容】 ・横断勾配が1パーセント以下（やむを得ない場合は2パーセント以下）である部分の有効幅員は、2メートル以上とする。

ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、当分の間、当該基準中で「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。



(資料:「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」)



(資料:水戸市作成)

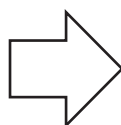
(8) 視覚障害者誘導用ブロック

- 【基準の内容】**
- ・歩道等には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
 - ・ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により容易に識別できる色とする。



(9) 側溝

- 【基準の内容】**
- ・歩道等の有効幅員内に設ける側溝その他排水施設の蓋は、つえ、車椅子の車輪等が落ち込まない構造とする。（県の条例の規定）
 - ・歩道等の有効幅員内の側溝に設ける格子状の蓋は、滑り止めのついた細目のものとする。（市の条例の規定）



4 その他の記載事項

自転車の通行空間を車道に確保することにより、歩行者の安全性の向上を図ることができるため、基本構想では、自転車通行空間の整備を「その他の事業」に位置付けました。

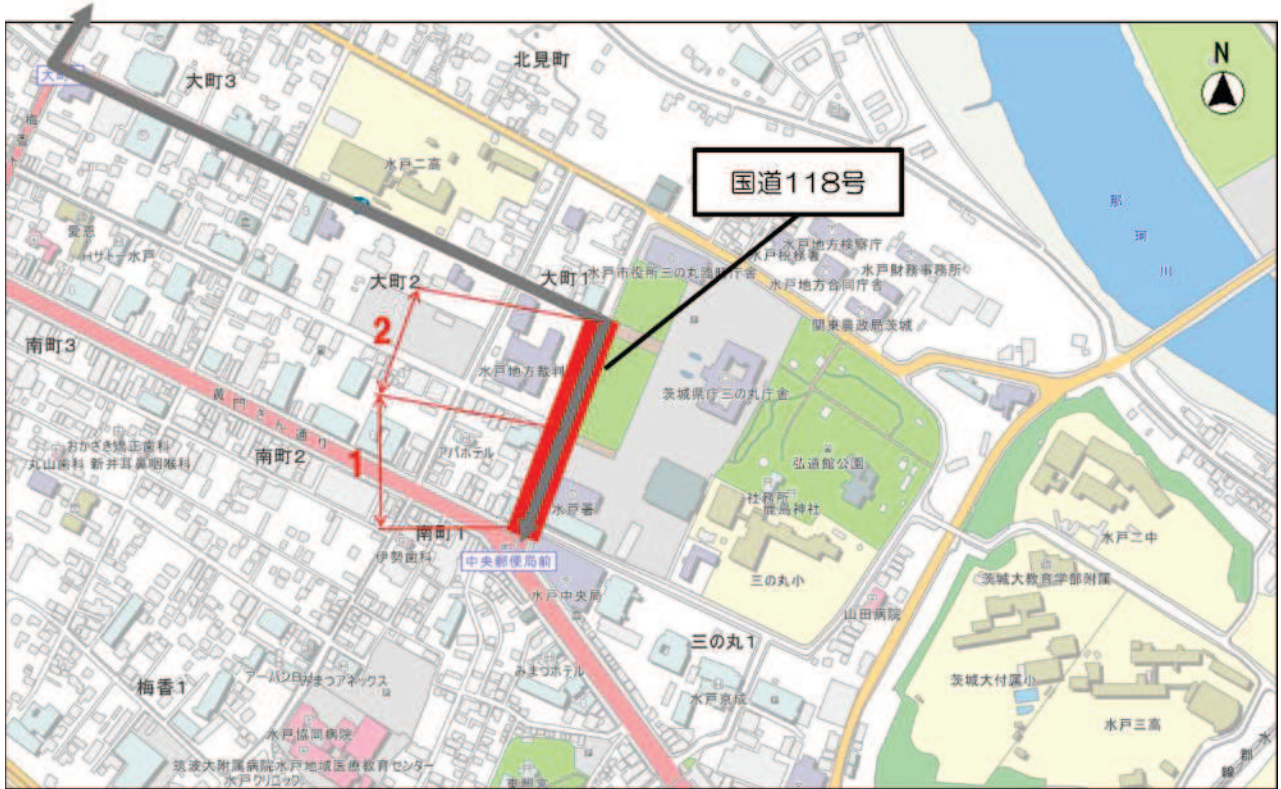
特定事業計画では、バリアフリー化に合わせて実施する自転車通行空間整備についても、道路特定事業に記載することとします。



路線名		事業主体			
国道 118 号		県 〔 道路維持課 水戸土木事務所道路整備第一課 〕			
No.	事業を実施する道路の区間				延長
1	(水戸中央郵便局前交差点) ~ (裁判所前交差点)				約 140m
2	(裁判所前交差点) ~ (裁判所東交差点)				約 120m
実施(予定)期間 [年度]					
2018	2019	2020	2021	2022	2023
設計					
	工事				
項目	内容				延長
有効幅員の確保	2メートル以上確保する。 自転車の通行空間は車道に確保する。				約 260m
舗装の改善	雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。 平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。				
勾配の改善	縦断勾配を5パーセント以下とする。 横断勾配を1パーセント以下とする。				
高さの改善	歩道等の車道等に対する高さは5センチメートルを標準とする。 (セミフラット型)				
視覚障害者誘導用ブロック	ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により容易に識別できる色とする。(※1)				

(※1) 視覚障害者誘導用ブロックは、歩道の舗装面(白色)との輝度比を確保するため、また、周辺道路との連続性を確保するため、黒色とする予定である。

● 位置図



路線名		事業主体				
主要地方道水戸神栖線		県 〔 都市整備課 水戸土木事務所都市施設整備課 〕				
No.	事業を実施する道路の区間					
3	(梅香高架橋西交差点) ~ (梅戸橋南交差点)					
実施(予定)期間 [年度]						
2018	2019	2020	2021	2022	2023	
	工 事					
項目	内容				延長	
新たな歩道の設置	歩道を設置する。				約310m	
有効幅員の確保	2メートル以上確保する。 自転車の通行空間は車道に確保する。(※1)					
舗装の改善	平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。 (アスファルト舗装)(※2)					
車道等の分離	車道と歩道を縁石で分離する。 縁石の車道等に対する高さを15センチメートル以上確保する。					
その他、事業の実施に際し配慮すべき重要事項など						
<p>[勾配の改善]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地形的な要因により、勾配の改善が困難であることから、歩行者が安心して移動できるような対策を引き続き検討する。 <p>[視覚障害者誘導用ブロック]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 視覚障害者誘導用ブロックの敷設については、周辺道路との連続性を考慮し、引き続き検討する。 						

(※1) 自転車の通行空間の整備形態については、引き続き検討する。

(※2) 橋梁部分については、舗装直下にコンクリートを打設しており、雨水を浸透させることができません。また、道路部分については、全面的に地盤改良を行っており、雨水が浸透していかないことから、通常のアスファルト舗装とする予定である。

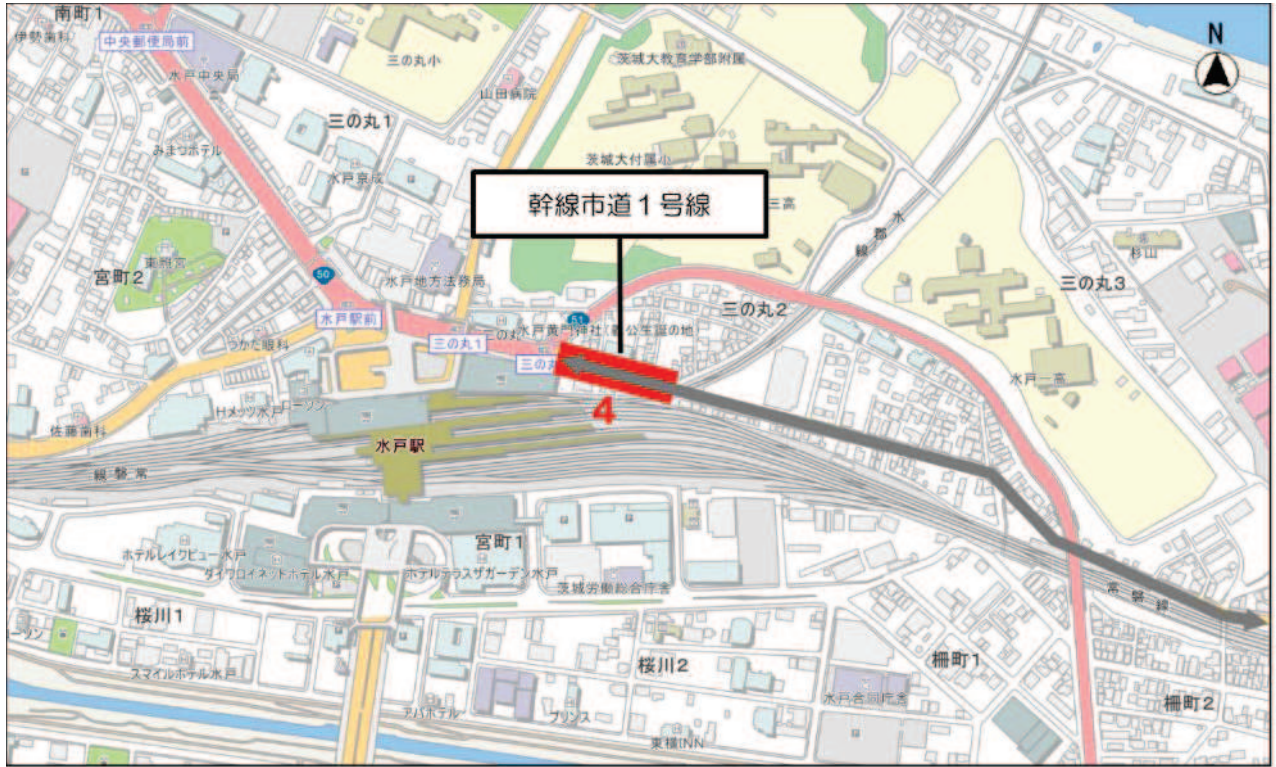
● 位置図



路線名		事業主体				
幹線市道1号線		市（市街地整備課）				
No.	事業を実施する道路の区間					
4	（三の丸2丁目交差点）～（市道上市247号線交点）					
実施（予定）期間 [年度]						
2018	2019	2020	2021	2022	2023	
工事						
項目	内容				延長	
舗装の改善	雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。 平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。				約120m	
車道等の分離	車道と歩道を縁石で分離する。 縁石の車道等に対する高さを15センチメートル以上確保する。					
横断歩道等の 接続部の改善	横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端を車道等の部分より高く 設置し、その高さは2センチメートルを標準とする。 段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる 構造とする。					
車両乗入れ部 の改善	横断勾配が1パーセント以下である部分の有効幅員を2メートル 以上確保する。					
視覚障害者誘 導用ブロック	ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと 等により容易に識別できる色とする。（※1）					
照明施設	歩道照明施設を連続して設置する。					

（※1）視覚障害者誘導用ブロックは、歩道の舗装面（白色）との輝度比を確保するため、
黒色とする予定である。

● 位置図



路線名		事業主体				
幹線市道4号線		市（泉町周辺地区開発事務所）				
No.	事業を実施する道路の区間					
8	（五軒町1丁目交差点）～（五軒町1丁目南交差点）					
実施（予定）期間 [年度]						
2018	2019	2020	2021	2022	2023	
設計		工事				
項目	内容				延長	
有効幅員の確保	1.5メートル以上確保する。（※1） 自転車の通行空間は車道の端部に路肩75センチメートルを確保する。				約140m	
舗装の改善	雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。 平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。					
高さの改善	歩道等の車道等に対する高さは5センチメートルを標準とする。					
横断歩道等の接続部の改善	横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端を車道等の部分より高く設置し、その高さは2センチメートルを標準とする。 段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とする。					
視覚障害者誘導用ブロック	ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により容易に識別できる色とする。					
側溝	排水構造物は車道に設置する。					
照明施設	歩道照明施設を連続して設置する。					

（※1）道路用地の制約により、有効幅員が2メートル確保できない区間があるため、省令（市の条例）により、有効幅員を1.5メートル以上確保することとする。

● 位置図



路線名		事業主体			
幹線市道4号線		市（泉町周辺地区開発事務所）			
No.	事業を実施する道路の区間				
9	（五軒町1丁目南交差点）～（市道上市192号線交点（水戸芸術館南東））				
実施（予定）期間 [年度]					
2018	2019	2020	2021	2022	2023
設計		工事			
項目	内容				延長
有効幅員の確保	1.5メートル以上確保する。（※1） 自転車の通行空間は車道の端部に路肩75センチメートルを確保する。				約50m
高さの改善	歩道等の車道等に対する高さは5センチメートルを標準とする。 （セミフラット型）				
横断歩道等の接続部の改善	横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端を車道等の部分より高く設置し、その高さは2センチメートルを標準とする。 段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とする。				
視覚障害者誘導用ブロック	ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により容易に識別できる色とする。				
側溝	排水構造物は車道に設置する。				
照明施設	歩道照明施設を連続して設置する。				

（※1）道路用地の制約により、有効幅員が2メートル確保できない区間があるため、省令（市の条例）により、有効幅員を1.5メートル以上確保することとする。

● 位置図



路線名		事業主体			
幹線市道4号線		市（泉町周辺地区開発事務所） 泉町1丁目北地区市街地再開発組合			
No.	事業を実施する道路の区間				
10	（市道上市192号線交点（水戸芸術館南東））～（水戸芸術館前交差点）				
実施（予定）期間 [年度]					
2018	2019	2020	2021	2022	2023
設計		工事			
項目	内容				延長
有効幅員の確保	2メートル以上確保する。				約100m
舗装の改善	自転車の通行空間は車道に確保する。				
高さの改善	平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。（※1）				
高さの改善	歩道等の車道等に対する高さは0センチメートルとする。（フラット型）				
横断歩道等の接続部の改善	横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端を車道等の部分より高く設置し、その高さは2センチメートルを標準とする。				
横断歩道等の接続部の改善	段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とする。				
視覚障害者誘導用ブロック	ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により容易に識別できる色とする。				
側溝	排水構造物は車道に設置する。				
照明施設	歩道照明施設を連続して設置する。				
その他、事業の実施に際し配慮すべき重要事項など					
<p>[高さの改善]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市民会館と水戸芸術館を一体的なパブリックスペースとして利活用することを想定し、ベビーカーや車椅子使用者が円滑に移動できるように、横断方向の歩道と車道の段差を0センチメートルとする。 ・道路の縦断方向及び横断方向の移動における安全対策として、車止めや視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、横断歩道接続部に歩車道境界ブロック（高さ2センチメートル）を設置する。 					

（※1）建物との調和を図り、歩道の仕上げ材には御影石を採用する予定である。

● 位置図



路線名		事業主体				
市道上市6号線		市（市街地整備課）				
No.	事業を実施する道路の区間					
11	（市道上市352号線交点（弘道館前））～（市道上市204号線交点（水戸地検前））					
実施（予定）期間 [年度]						
2018	2019	2020	2021	2022	2023	
工事						
項目	内容				延長	
有効幅員の確保	2メートル以上確保する。				約 170m	
	自転車の通行空間は車道に確保する。					
舗装の改善	雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。					
	平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。					
勾配の改善	縦断勾配を5パーセント以下とする。（※1）					
	横断勾配を1パーセント以下とする。					
車道等の分離	車道と歩道を縁石で分離する。					
	縁石の車道等に対する高さを15センチメートル以上確保する。					
高さの改善	歩道等の車道等に対する高さは5センチメートルを標準とする。 （セミフラット型）					
横断歩道等の接続部の改善	横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端を車道等の部分より高く設置し、その高さは2センチメートルを標準とする。					
	段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とする。					
車両乗入れ部の改善	横断勾配が1パーセント以下である部分の有効幅員を2メートル以上確保する。					
視覚障害者誘導用ブロック	ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により容易に識別できる色とする。（※2）					
側溝	歩道等の有効幅員内の排水構造物に設ける格子状の蓋は、滑り止めのついた細目のものとする。					

（※1）地形の状況により、一部8パーセント以下の区間がある。

（※2）視覚障害者誘導用ブロックは、歩道の舗装面（白色）との輝度比を確保するため、また、周辺道路との連続性を確保するため、黒色とする予定である。

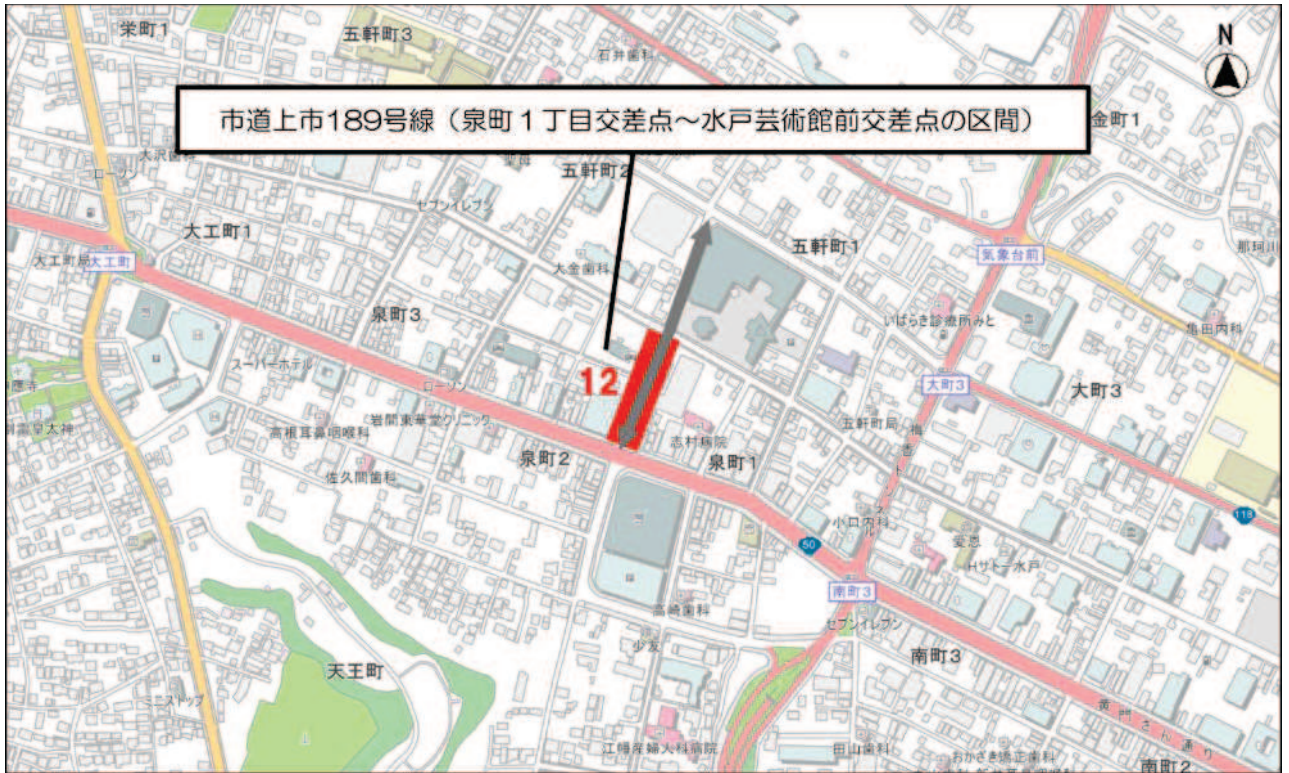
● 位置図



路線名		事業主体				
市道上市 189 号線		市（泉町周辺地区開発事務所） 泉町 1 丁目北地区市街地再開発組合				
No.	事業を実施する道路の区間					
1 2	（ 泉町 1 丁目交差点 ）～（ 水戸芸術館前交差点 ）					
実施（予定）期間 [年度]						
2018	2019	2020	2021	2022	2023	
設 計		工 事				
項目	内容				延長	
有効幅員の確保	2メートル以上確保する。				約 140m	
舗装の改善	自転車の通行空間は車道に確保する。					
高さの改善	平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。（※1）					
横断歩道等の接続部の改善	歩道等の車道等に対する高さは5センチメートルを標準とする。（セミフラット型）					
視覚障害者誘導用ブロック	横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端を車道等の部分より高く設置し、その高さは2センチメートルを標準とする。					
側溝	段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とする。					
照明施設	ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により容易に識別できる色とする。					
	排水構造物は車道に設置する。					
	歩道照明施設を連続して設置する。					

（※1）建物との調和を図り、歩道の仕上げ材には御影石を採用する予定である。

● 位置図



路線名		事業主体			
市道上市 189 号線		市（泉町周辺地区開発事務所）			
No.	事業を実施する道路の区間				
13	（ 水戸芸術館前交差点 ）～（ 五軒町2丁目交差点 ）				
実施（予定）期間 [年度]					
2018	2019	2020	2021	2022	2023
設計					
	用地買収				
		工事			
項目	内容				延長
有効幅員の確保	2メートル以上確保する。				約 140m
舗装の改善	自転車の通行空間は車道の端部に路肩 75 センチメートルを確保する。				
高さの改善	平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。（※1）				
視覚障害者誘導用ブロック	歩道等の車道等に対する高さは0センチメートルとする。（フラット型）				
側溝	ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により容易に識別できる色とする。				
照明施設	排水構造物は車道に設置する。				
照明施設					
歩道照明施設を連続して設置する。					
その他、事業の実施に際し配慮すべき重要事項など					
<p>[高さの改善]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市民会館と水戸芸術館を一体的なパブリックスペースとして利活用することを想定し、ベビーカーや車椅子使用者が円滑に移動できるように、横断方向の歩道と車道の段差を0センチメートルとする。 ・道路の縦断方向及び横断方向の移動における安全対策として、車止めや視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、横断歩道接続部に歩車道境界ブロック（高さ2センチメートル）を設置する。 					

（※1）建物との調和を図り、歩道の仕上げ材には御影石を採用する予定である。

● 位置図



路線名		事業主体				
市道上市 192 号線		市（泉町周辺地区開発事務所） 泉町 1 丁目北地区市街地再開発組合				
No.	事業を実施する道路の区間					
1 4	（ 国道 50 号交点 ）～（ 幹線市道 4 号線交点（水戸芸術館南東） ）					
実施（予定）期間 [年度]						
2018	2019	2020	2021	2022	2023	
設 計		工 事				
項目	内容				延長	
有効幅員の確保	1.5メートル以上確保する。（※1） 自転車の通行空間は車道の端部に路肩 75 センチメートルを確保する。				約 120m	
舗装の改善	平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。（※2）					
高さの改善	歩道等の車道等に対する高さは5センチメートルを標準とする。 （セミフラット型）					
横断歩道等の接続部の改善	横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端を車道等の部分より高く設置し、その高さは2センチメートルを標準とする。 段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とする。					
視覚障害者誘導用ブロック	ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により容易に識別できる色とする。					
側溝	排水構造物は車道に設置する。					
照明施設	歩道照明施設を連続して設置する。					

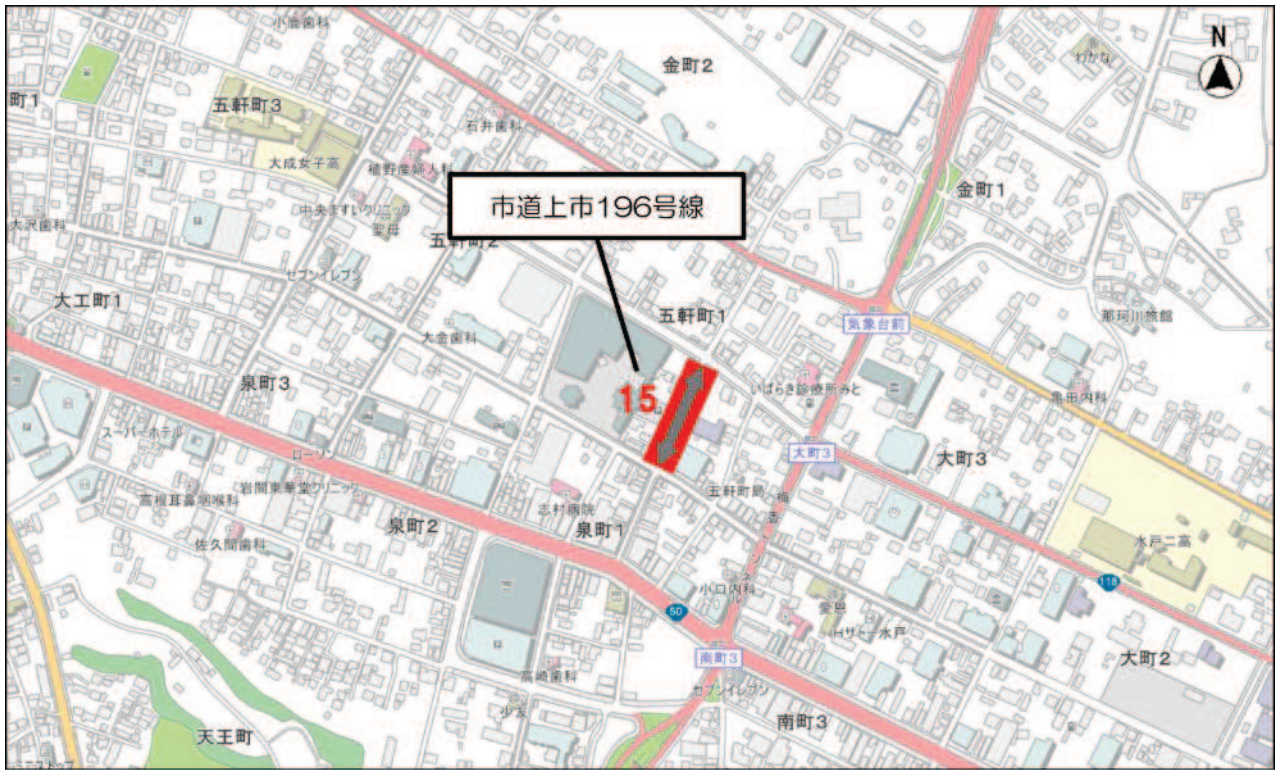
（※1）道路用地の制約により、有効幅員が2メートル確保できない区間があるため、省令（市の条例）により、有効幅員を 1.5 メートル以上確保することとする。



（※2）建物との調和を図り、歩道の仕上げ材には御影石を採用する予定である。

路線名		事業主体			
市道上市 196 号線		市（泉町周辺地区開発事務所）			
No.	事業を実施する道路の区間				
15	（ 五軒町1丁目北交差点 ）～（ 五軒町1丁目南交差点 ）				
実施（予定）期間 [年度]					
2018	2019	2020	2021	2022	2023
設計					
用地買収					
		工事			
項目	内容				延長
有効幅員の確保	1.5メートル以上確保する。（※1）				約 130m
高さの改善	自転車の通行空間は車道の端部に路肩 1メートルを確保する。				
視覚障害者誘導用ブロック	歩道等の車道等に対する高さは5センチメートルを標準とする。（セミフラット型）				
側溝	ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により容易に識別できる色とする。				
照明施設	排水構造物は車道に設置する。				
	歩道照明施設を連続して設置する。				

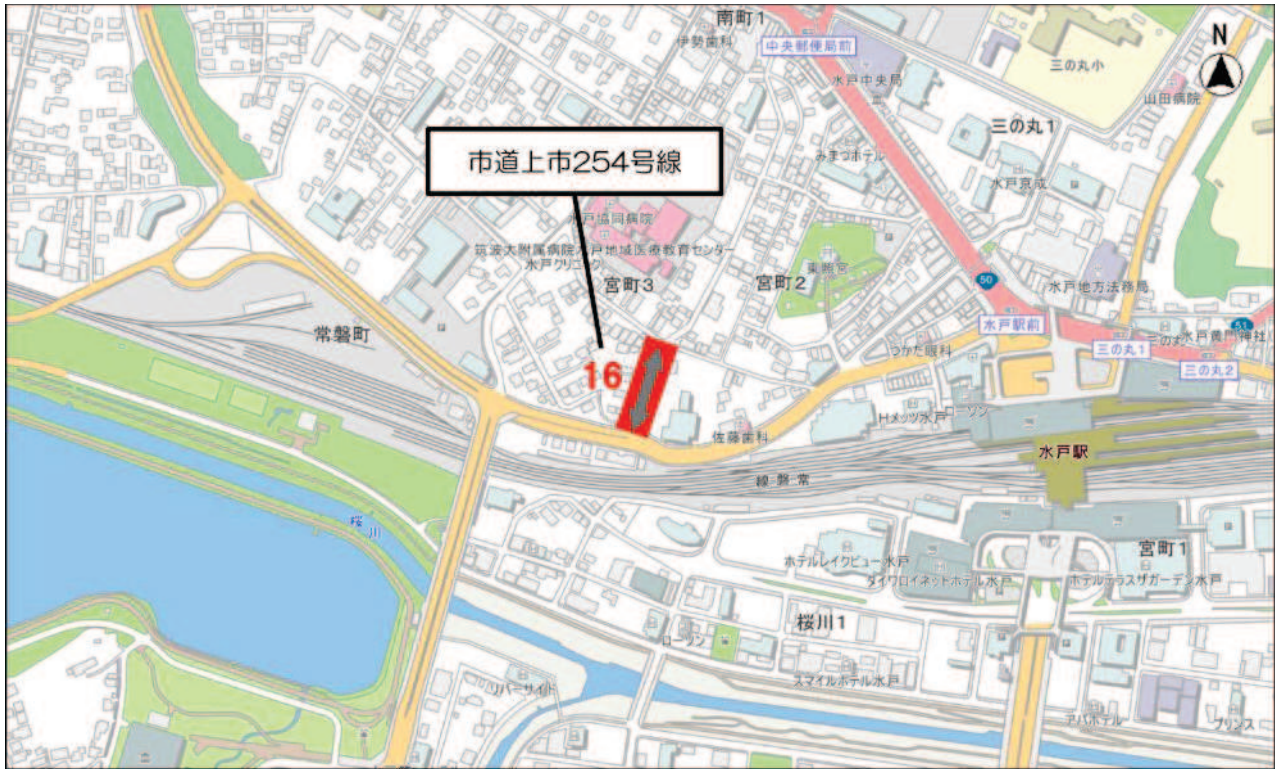
（※1）道路用地の制約により、有効幅員が2メートル確保できない区間があるため、省令（市の条例）により、有効幅員を 1.5メートル以上確保することとする。

● 位置図



路線名		事業主体			
市道上市 254 号線		市（市街地整備課）			
No.	事業を実施する道路の区間				
16	（ 宮町2丁目交差点 ）～（ 市道上市 259 号線交点 ）				
実施（予定）期間 [年度]					
2018	2019	2020	2021	2022	2023
					
	用地買収	工事			
項目	内容				延長
新たな歩道の設置	歩道を設置する。				約 110m
有効幅員の確保	2メートル以上確保する。 自転車の通行空間は車道に確保する。				
舗装の改善	雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。 平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。				
勾配の改善	縦断勾配を5パーセント以下とする。 横断勾配を1パーセント以下とする。				
車道等の分離	車道と歩道を縁石で分離する。 縁石の車道等に対する高さを 15 センチメートル以上確保する。				
高さの改善	歩道等の車道等に対する高さは5センチメートルを標準とする。 （セミフラット型）				
横断歩道等の接続部の改善	横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端を車道等の部分より高く設置し、その高さは2センチメートルを標準とする。 段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とする。				
車両乗入れ部の改善	横断勾配が1パーセント以下である部分の有効幅員を2メートル以上確保する。				
視覚障害者誘導用ブロック	ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により容易に識別できる色とする。				

● 位置図



路線名		事業主体			
市道上市 259 号線		市（市街地整備課）			
No.	事業を実施する道路の区間				
17	（ 幹線市道3号線交点 ）～（ 市道上市 254 号線交点 ）				
実施（予定）期間 [年度]					
2018	2019	2020	2021	2022	2023
	用地買収		工事		
項目	内容				延長
新たな歩道の設置	歩道を設置する。				約 150m
有効幅員の確保	2メートル以上確保する。 自転車の通行空間は車道に確保する。				
舗装の改善	雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。 平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。				
車道等の分離	車道と歩道を縁石で分離する。 縁石の車道等に対する高さを 15 センチメートル以上確保する。				
高さの改善	歩道等の車道等に対する高さは5センチメートルを標準とする。 （セミフラット型）				
横断歩道等の接続部の改善	横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端を車道等の部分より高く設置し、その高さは2センチメートルを標準とする。 段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とする。				
車両乗入れ部の改善	横断勾配が1パーセント以下である部分の有効幅員を2メートル以上確保する。				
視覚障害者誘導用ブロック	ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により容易に識別できる色とする。				
その他、事業の実施に際し配慮すべき重要事項など					
[勾配の改善] ・地形的な要因により、勾配の改善が困難であることから、歩行者が安心して移動できるような対策を引き続き検討する。					

● 位置図



路線名		事業主体				
市道上市 247 号線		市（市街地整備課）				
No.	事業を実施する道路の区間					
18	（幹線市道1号線交点（水郡線踏切））～（国道51号交点（三高下））					
実施（予定）期間 [年度]						
2018	2019	2020	2021	2022	2023	
工 事						
項目	内容				延長	
有効幅員の確保	1.5メートル以上確保する。（※1） 自転車の通行空間は車道に確保する。				約 160m	
舗装の改善	雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。 平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。					
車道等の分離	車道と歩道を縁石で分離する。 縁石の車道等に対する高さを 15 センチメートル以上確保する。					
高さの改善	歩道等の車道等に対する高さは5センチメートルを標準とする。 （セミフラット型）					
照明施設	歩道照明施設を連続して設置する。					
その他、事業の実施に際し配慮すべき重要事項など						
<p>[勾配の改善]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地形的な要因により、勾配の改善が困難であることから、歩行者が安心して移動できるような対策を引き続き検討する。 <p>[視覚障害者誘導用ブロック]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 視覚障害者誘導用ブロックの敷設については、周辺道路との連続性を考慮し、引き続き検討する。 						

（※1）道路用地の制約により、有効幅員が2メートル確保できない区間があるため、省令（市の条例）により、有効幅員を 1.5 メートル以上確保することとする。

● 位置図



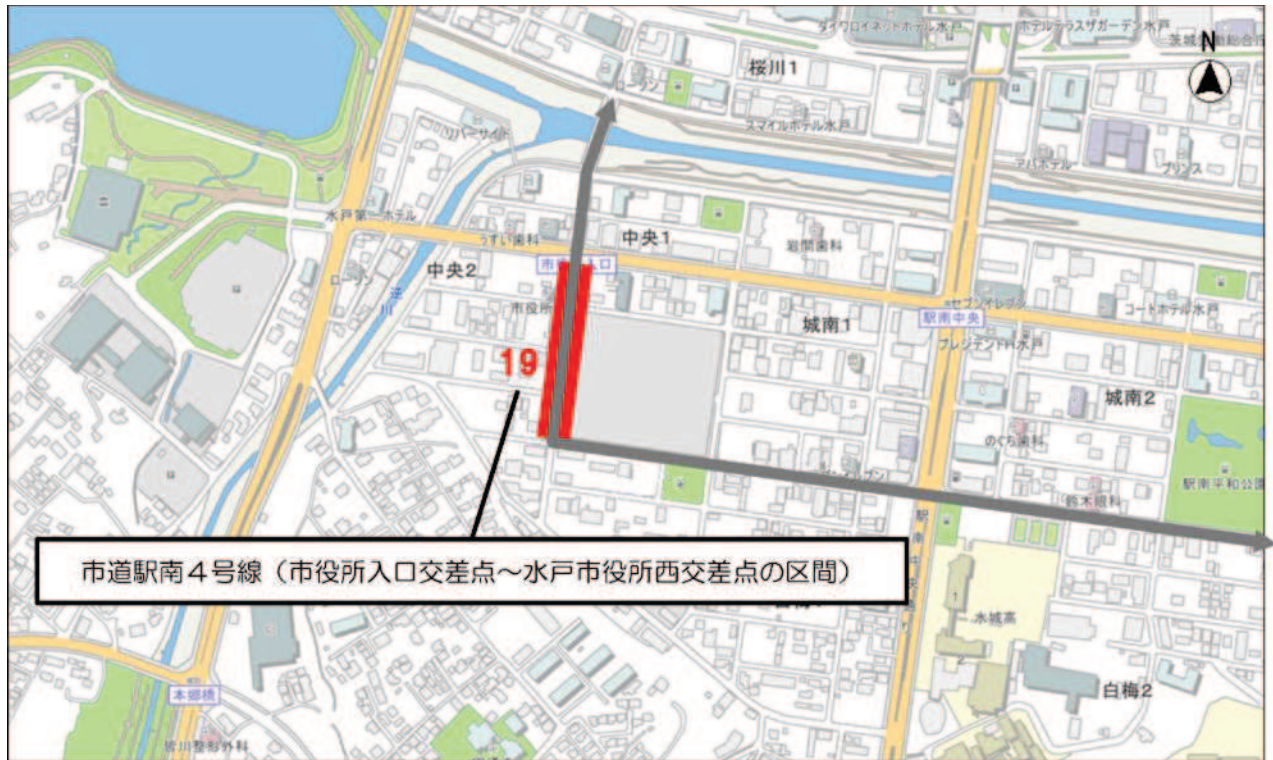
路線名		事業主体				
市道駅南4号線		市（道路建設課）				
No.	事業を実施する道路の区間					
19	（市役所入口交差点）～（水戸市役所西交差点）					
実施（予定）期間 [年度]						
2018	2019	2020	2021	2022	2023	
工事						
項目	内容				延長	
有効幅員の確保	2メートル以上確保する。（※1） 自転車の通行空間は車道に確保する。				約210m	
舗装の改善	平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。（※2）					
勾配の改善	縦断勾配を5パーセント以下とする。					
	横断勾配を2パーセント以下とする。（※3）					
車道等の分離	車道と歩道を縁石で分離する。					
	縁石の車道等に対する高さを15センチメートル以上確保する。					
高さの改善	歩道等の車道等に対する高さは5センチメートルを標準とする。 （セミフラット型）					
横断歩道等の 接続部の改善	横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端を車道等の部分より高く設置し、その高さは2センチメートルを標準とする。					
	段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とする。					
車両乗入れ部の改善	横断勾配が2パーセント以下である部分の有効幅員を2メートル以上確保する。（※3）					
視覚障害者誘導用ブロック	ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により容易に識別できる色とする。					

（※1）道路用地の制約により、一部2メートル以下の区間がある。

（※2）地下条件により、透水性舗装を採用できない。

（※3）透水性舗装を採用できないことから、水はけを良くするために、横断勾配を2パーセント以下とする必要がある。

● 位置図



路線名		事業主体			
市道駅南4号線		市（道路建設課）			
No.	事業を実施する道路の区間				
20	（市道駅南45号線交点（市役所南東角））～（白梅2丁目交差点）				
実施（予定）期間 [年度]					
2018	2019	2020	2021	2022	2023
	工 事				
項目	内容				延長
有効幅員の確保	1.5メートル以上確保する。（※1） 自転車の通行空間は車道に確保する。				約210m
舗装の改善	平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。（※2）				
勾配の改善	縦断勾配を5パーセント以下とする。				
	横断勾配を2パーセント以下とする。（※3）				
車道等の分離	車道と歩道を縁石で分離する。				
	縁石の車道等に対する高さを15センチメートル以上確保する。				
高さの改善	歩道等の車道等に対する高さは5センチメートルを標準とする。 （セミフラット型）				
横断歩道等の 接続部の改善	横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端を車道等の部分より高く設置し、その高さは2センチメートルを標準とする。				
	段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とする。				
車両乗入れ部の改善	横断勾配が2パーセント以下である部分の有効幅員を1.5メートル以上確保する。（※1，3）				
視覚障害者誘導用ブロック	ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により容易に識別できる色とする。				

（※1）道路用地の制約により、有効幅員が2メートル確保できない区間があるため、省令（市の条例）により、有効幅員を1.5メートル以上確保することとする。

（※2）地下条件により、透水性舗装を採用できない。

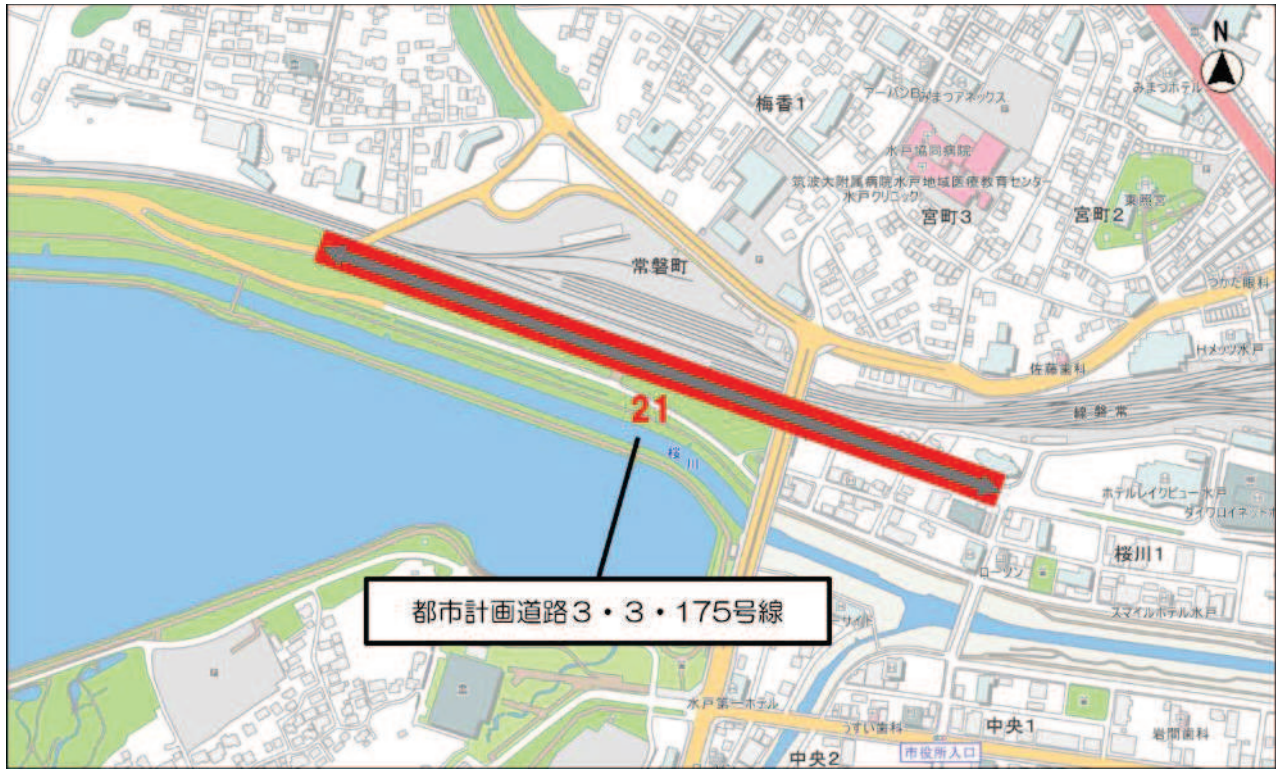
（※3）透水性舗装を採用できないことから、水はけを良くするために、横断勾配を2パーセント以下とする必要がある。

● 位置図



路線名		事業主体			
都市計画道路3・3・175号線		市（市街地整備課）			
No.	事業を実施する道路の区間				
21	（市道駅南1号線交点）～（梅戸橋南交差点）				
実施（予定）期間 [年度]					
2018	2019	2020	2021	2022	2023
	工事				
項目	内容				延長
新たな歩道の設置	歩道を設置する。				約 780m
有効幅員の確保	2メートル以上確保する。 自転車の通行空間は車道に確保する。				
舗装の改善	雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。 平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。				
勾配の改善	縦断勾配を5パーセント以下とする。 横断勾配を1パーセント以下とする。				
車道等の分離	車道と歩道を縁石で分離する。 縁石の車道等に対する高さを15センチメートル以上確保する。				
高さの改善	歩道等の車道等に対する高さは5センチメートルを標準とする。 （セミフラット型）				
横断歩道等の接続部の改善	横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端を車道等の部分より高く設置し、その高さは2センチメートルを標準とする。 段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とする。				
車両乗入れ部の改善	横断勾配が1パーセント以下である部分の有効幅員を2メートル以上確保する。				
視覚障害者誘導用ブロック	ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により容易に識別できる色とする。				
照明施設	歩道照明施設を連続して設置する。				

● 位置図



● **特定事業（ハード）と連携する事業**

施設等の整備効果を高めるため、各道路管理者が取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
<p>【不法占用に対する指導の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路上への看板設置，商品の陳列等に対する指導を強化するなど，歩行環境の向上を図る。 	<p>2018～ 2023 年度 (継続して実施)</p>

● **その他の事業（自転車利用環境の整備）と連携する事業**

自転車通行空間の整備効果を高めるため，県公安委員会及び各道路管理者が取り組むソフト施策は，次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
<p>【自転車の交通ルールやマナーの啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室の充実を図る。 県公安委員会や沿線の高等学校等と連携して通行指導を実施し，自転車の車道通行を促す。 	<p>2018～ 2023 年度 (継続して実施)</p>
<p>【放置自転車対策の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 放置自転車の撤去を推進する。 	



図 15 自転車の車道通行指導の様子



図 16 交通安全教室の様子

第3章 都市公園特定事業計画

1 都市公園特定事業計画に定める事項

バリアフリー法では、都市公園特定事業計画においては、次の事項について定めるものとしています。

- 事業を実施する都市公園
- 事業の内容及び実施予定期間
- その他事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(バリアフリー法第34条第2項)

2 事業概要

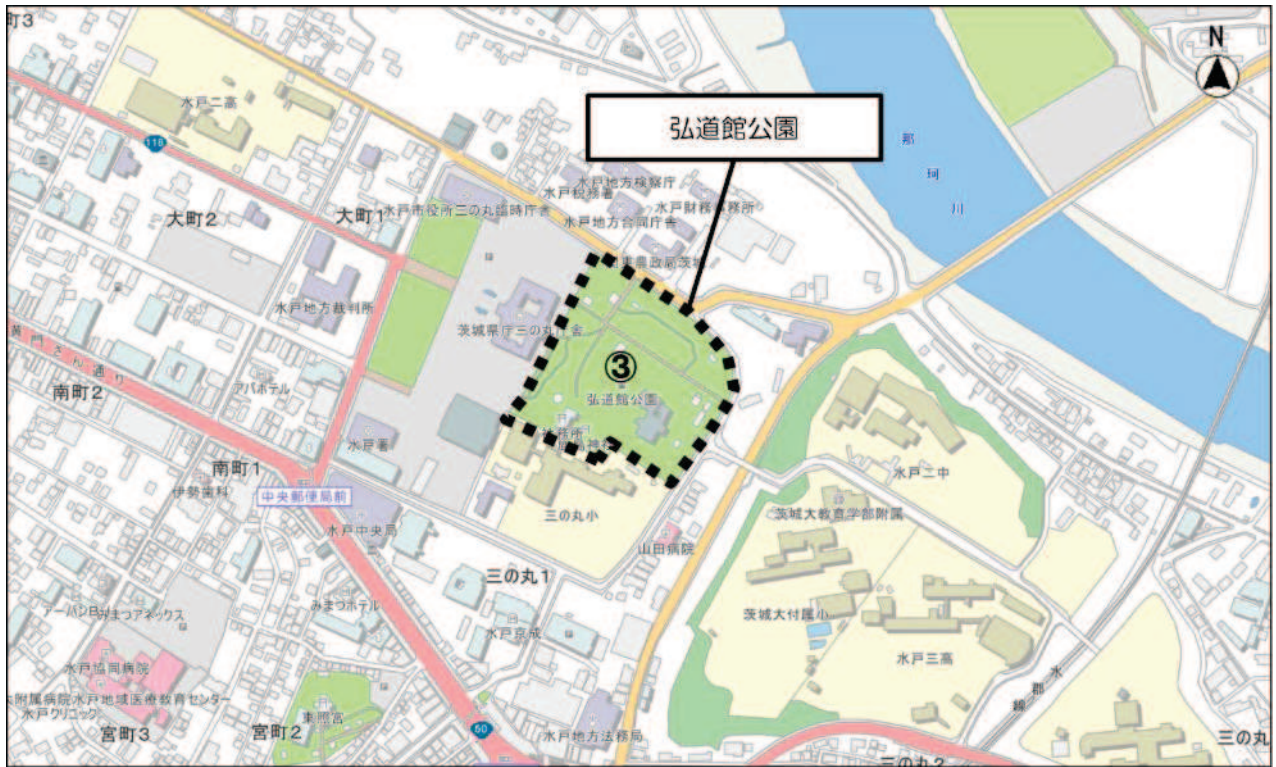
基本構想に位置付けた都市公園特定事業は、次のとおりです。

No.	施設名	事業主体
③	弘道館公園	県（都市整備課，水戸土木事務所）
④	駅南平和公園	市（公園緑地課）

※ 「No.」は、7ページ「特定事業の実施箇所図」の番号に対応しています。

No.	施設名	事業主体					
③	弘道館公園	県 〔 都市整備課 水戸土木事務所都市施設整備課 〕					
項目	内容	実施（予定）期間 [年度]					
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
園内 動線	有料開放区域の退出専用口を整備する。	■ 設計・工事					
	入口地区北側の管理用斜路や土塀の管理 用出入口をスロープ化する。		■ 設計・工事				
	券売窓口からスロープへの通行路を確保 する。					■ 設計・工事	
	既設園路を改修する。（不陸部や舗装損傷 部の改修, 砂利舗装部への砂利舗装材の導 入等）		■ 設計・工事				
トイレ	管理事務所脇の公衆便所を改修する。（便 器の洋式化等）		■ 設計・工事				
	文館地区の公衆便所の建替えを行う。				■ 設計・工事		
情報 提供	公園へのアクセスルート上への案内表示 の充実化を図る。				■ 設計・工事		
	既存施設を活用したガイダンス機能を整 備する。					■ 設計・工事	
	情報提供サイン（指定地内外の解説板・案 内板）を整備する。		■ 設計・工事				
	既設展示の改修を行う。						■ 設計・工事
その他、事業の実施に際し配慮すべき重要事項など							
<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法の規定による現状変更等の手続きをしなければならない。 有料開放区域内を車椅子でめぐることができるルートの補修・改善については、2023年度以降に行うこととし、整備手法等について、引き続き検討する。 							

● 位置図



● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果をもとめるため、県が取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
<p>【施設利用のマナー向上に関する啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 注意喚起の看板や啓発用ポスター等の掲示などにより、多機能トイレや障害者等用駐車場等の施設利用に係るマナーやモラル向上に資する啓発活動を実施する。 	<p>2018～ 2023年度 (継続して実施)</p>
<p>【情報提供の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設のバリアフリー設備に関する情報や施設へのアクセス経路を案内板やマップ等で周知するなど、情報提供の充実を図る。 	



図 17 有料開放区域の退出専用口

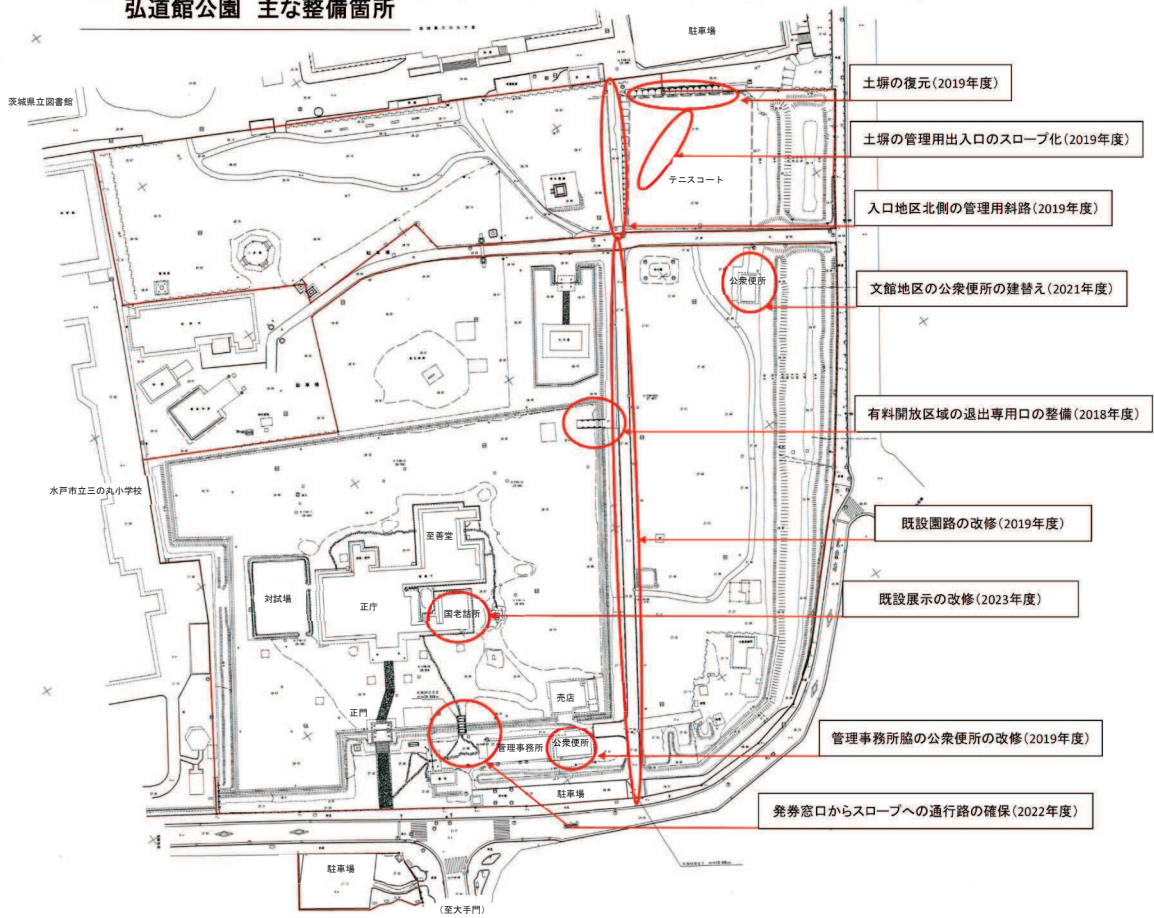


図 18 文館地区の公衆便所



図 19 弘道館公園内の案内板

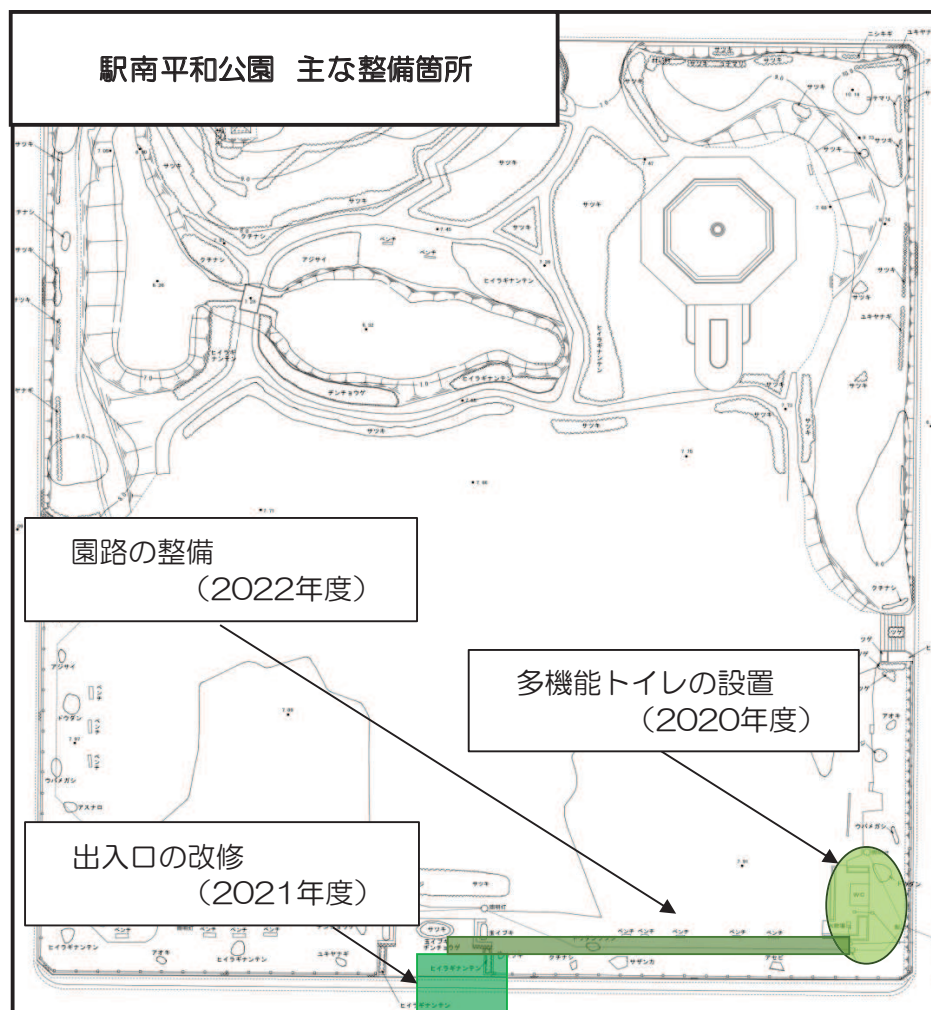
弘道館公園 主な整備箇所



No.	施設名	事業主体					
④	駅南平和公園	市（公園緑地課）					
項目	事業内容	実施（予定）期間 [年度]					
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
園内 動線	公園南側出入口を改修する。				■ 設計・工事		
	公園南側出入口からトイレまでの園路を整備する。					■ 設計・工事	
トイレ	多機能トイレを設置する。（車椅子対応，オストメイト対応設備の設置など）			■ 設計・工事			
その他、事業の実施に際し配慮すべき重要事項など							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅南平和公園は、広域避難場所（人口が集中している地域において、大火災などによる熱や煙から一時的に逃れるために避難する場所）に指定されている。 							

● 位置図





● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果を高めるため、市が取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
<p>【施設利用のマナー向上に関する啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 注意喚起の看板や啓発用ポスター等の掲示などにより、多機能トイレ等の施設利用に係るマナーやモラル向上に資する啓発活動を実施する。 	<p>2018～ 2023年度 (継続して実施)</p>
<p>【情報提供の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設のバリアフリー設備に関する情報や施設へのアクセス経路を案内板やマップ等で周知するなど、情報提供の充実を図る。 	

第4章 建築物特定事業計画

1 建築物特定事業計画に定める事項

バリアフリー法では、建築物特定事業計画においては、次の事項について定めるものとしています。

- 事業を実施する特定建築物
- 事業の内容
- 事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- その他事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(バリアフリー法第35条第2項)

2 事業概要



基本構想に位置付ける建築物特定事業は、次のとおりです。

No.	施設名	事業主体
⑤	市役所新庁舎	市（新庁舎整備課）
⑥	新市民会館	市（新市民会館整備課） 泉町1丁目北地区市街地再開発組合
⑦	（仮称）水戸芸術館東地区駐車場	市（商工課，泉町周辺地区開発事務所）

※ 「No.」は、7ページ「特定事業の実施箇所図」の番号に対応しています。

No.	施設名	構造等	事業主体			
⑤	市役所新庁舎	鉄筋コンクリート造, 地上8階(地下1階)	市(新庁舎整備課)			
実施(予定)期間 [年度]						
2018	2019	2020	2021	2022	2023	
本体工事 全体オープン	外構工事					
項目	主な内容					
全体	バリアフリー法の認定を受けた施設として整備する。 (建築物移動等円滑化誘導基準に基づく整備)					
アクセス動線	歩行者と車両の動線分離を基本とした建物と駐車場の配置とする。 敷地内の通路は段差の少ない構造とし、ゆとりある幅員(180センチメートル以上)を確保する。					
駐車場	[地上駐車場(玄関付近)] <ul style="list-style-type: none"> 車椅子利用者用駐車場を4台、おもいやり駐車場(※)を2台設置する。 車椅子利用者用駐車場、おもいやり駐車場には屋根を設置する。 [地下駐車場(エレベーター付近)] <ul style="list-style-type: none"> 車椅子利用者用駐車場を5台、おもいやり駐車場を7台設置する。 (※)おもいやり駐車場: 車椅子使用者でない障害者、高齢者、妊産婦、けが人等の利便性に配慮した駐車スペース					
			<u>おもいやり駐車場</u>			

項目	主な内容
庁内動線	<p>敷地内の通路は段差の少ない構造とし、ゆとりある幅員（180センチメートル以上）を確保する。</p>
	<p>主な動線には、視覚障害者誘導用ブロックや触知サイン等を設置する。</p> <p style="text-align: center;"><u>視覚障害者誘導用ブロックの配置（1階総合案内付近）</u></p> 
	<p>エレベーターは、車椅子使用者、担架及びストレッチャーに対応するとともに、点字表示に加え、電光表示及び音声案内設備を設置し、非常時の案内にも対応する。</p> <p>関連する手続きが多い窓口は、隣接または近接した配置とし、できる限り来庁者の動線の短縮を図る。</p>
	<p>窓口機能を集約する低層階のフロアには、エスカレーターを設置する。</p> <p style="text-align: center;"><u>エスカレーター</u></p> 
トイレ	<p>各フロアのトイレは、車椅子使用者やオストメイト、ベビーカー利用者等が一つのトイレに重ならないように、それぞれに必要な機能を分散させて設置する。</p> <p style="text-align: center;"><u>多機能トイレ</u></p> 

項目	主な内容
待合スペース・ 窓口	待合スペースには、車椅子利用者やベビーカー利用者にも配慮したスペースを設置する。 窓口のカウンターは、ローカウンターを基本とし、車椅子利用者のひざがカウンターの下に入る十分な奥行きのもを設置する。
サイン表示	<p>ピクトグラムやユニバーサルデザインフォントを採用したサイン整備を行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>ピクトグラム、ユニバーサル デザインフォント</u></p> 
その他	<p>子ども連れの来庁者が多いフロアに、ベビールームやキッズスペースを設置する。</p> <p style="text-align: center;"><u>ベビールーム</u></p>  <p>議場や市民の利用が見込まれる会議室には、ヒアリンググループ（磁気誘導ループ）を設置するとともに、その他の会議室にも、移動式のヒアリンググループを備える。 敷地内に、補助犬用トイレを設置する。</p>
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法	
<p>[事業の実施に必要な資金の額] 約 19,697 百万円 ※ 市役所新庁舎整備に係る総事業費（2014～2019 年度） [調達方法] 市予算，補助金等 ※ 活用する補助金等 【国】 震災復興特別交付税，被災施設復旧関連事業債，合併特例債</p>	

その他、事業の実施に際し配慮すべき重要事項など

- 周辺道路との連続的なバリアフリー化に配慮する。
- 設計、工事段階において、高齢者、障害者等の利用者から意見を聴取するとともに、ユニバーサルデザインの視点から見直しを行う。
(ユニバーサルデザイン・レビューの実施)
- 整備後においても、継続して施設利用者の意見聴取に努め、より使いやすい施設になるようにする。



ユニバーサルデザイン・レビューの様子

● 位置図



● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果を高めるため、市が取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
<p>【施設利用のマナー向上に関する啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 注意喚起の看板や啓発用ポスター等の掲示などにより、多機能トイレや障害者等用駐車場等の施設利用に係るマナーやモラル向上に資する啓発活動を実施する。 	<p>2018～ 2023 年度 (継続して実施)</p>
<p>【情報提供の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設のバリアフリー設備に関する情報や施設へのアクセス経路を案内板やマップ等で周知するなど、情報提供の充実を図る。 バリアフリーへの取組について、来庁者への広報活動を実施する。 	
<p>【職員研修の充実，接遇向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員を対象とした研修で車椅子体験や高齢者疑似体験を実施したり，障害者差別解消法の基本的な考え方や差別をなくすための具体的な取組について学んだりするなど，バリアフリー教育の充実を図る。 	

No.	施設名	構造等	事業主体		
⑥	新市民会館	鉄筋コンクリート造、 一部鉄骨・木造 地上4階（地下1階）	市（新市民会館整備課） 泉町1丁目北地区市街地再開発組合		
実施（予定）期間 [年度]					
2018	2019	2020	2021	2022	2023
設計		工事		開館	
項目	主な内容				
全体	<p>バリアフリー法の認定を受けた施設として整備する。 （建築物移動等円滑化誘導基準に基づく整備）</p> <p style="text-align: center;">新市民会館 完成予想図</p> 				
アクセス動線	<p>国道50号のバス停留所からのアクセスを主要なルートとしたメインエントランスを設けるなど、公共交通利用者に配慮した施設の配置とする。</p> <p>周辺道路との連続的なバリアフリー化に配慮し、施設の出入口は、歩道から段差なしでアクセスできる構造とする。</p> <p>地形上、階段を設けなければならない出入口については、スロープを併設する。</p>				
駐車場	地下駐車場のエレベーター付近に障害者等用駐車場を設置する。				
館内動線	<p>各エントランスから、施設のインフォメーション、主要なエスカレーター、エレベーターを一望でき、迷うことなく移動できる施設の配置とする。</p> <p style="text-align: center;">エントランスの完成予想図</p> 				

項目	主な内容
館内動線	廊下は段差の少ない構造とし、各所をスロープでつなぐ。また、車椅子利用者やベビーカー利用者に配慮したゆとりある幅員を確保する。
	主な動線には、視覚障害者誘導用ブロック等を設置する。 なお、設置に当たっては、周辺道路との連続的なバリアフリー化に配慮する。
	エレベーターは、車椅子使用者と介護者が同時に利用できる広さを確保し、点字表示に加え、音声案内設備を設置する。
大ホール	1階席前方及び後方、2階席後方など、複数の場所に車椅子席を設置し、選択性をもたせる。
	4人収容可能な親子席を2部屋設置する。
	車椅子使用者等が容易に出演できるように、舞台と同レベルの楽屋、舞台まで段差のない動線を確保する。
	聴覚障害者でも音を正確に聞き取ることができるように、補聴支援システムを設置する。
中ホール	横通路部に車椅子席を設ける。
	車椅子使用者等が容易に出演できるように、舞台と同レベルの楽屋、舞台まで段差のない動線を確保する。
	聴覚障害者でも音を正確に聞き取ることができるように、補聴支援システムを設置する。
トイレ	各フロアに車椅子対応、オストメイト対応設備、ベビーチェアやベビーシート等を備えた多機能トイレを整備し、使用者の様々なニーズに対応する。
	来館者の様々なニーズに対応できるよう、右側から便座を利用するトイレ、左側から便座を利用するトイレをそれぞれ設置するとともに、それらの設置場所を適切に案内できるよう、サイン等の設置を検討する。
その他	施設利用に関する受付や案内の窓口となるインフォメーションを整備し、高齢者、障害者等のコミュニケーション支援に配慮する。
	インフォメーションには、高齢者や車椅子利用者にも利用しやすいローカウンターを設置する。
	子ども連れでも安心して施設を利用できるように、授乳室や幼児用トイレは、インフォメーションに隣接させるなど、分かりやすい位置に設置する。
	聴覚障害者への支援として、移動式の補聴支援システムを備える。 補助犬用トイレを設置する。

事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

[事業の実施に必要な資金の額] 約 19,200 百万円

※ 新市民会館整備に係る総事業費（2014～2021 年度）

[調達方法] 市予算、補助金

※ 活用する補助金 [国] 社会資本整備総合整備事業費 社会資本整備総合交付金

その他、事業の実施に際し配慮すべき重要事項など

- ・周辺道路との連続的なバリアフリー化に配慮する。
- ・施設整備に当たっては、高齢者、障害者等の利用者から聴取した意見等を随時反映させるよう努める。
- ・災害時に帰宅困難者等を受け入れることができるよう、建築・構造・設備において適切な備えを計画するとともに、施設内の避難経路やそれに対する案内等について、十分に検討する。

● 位置図



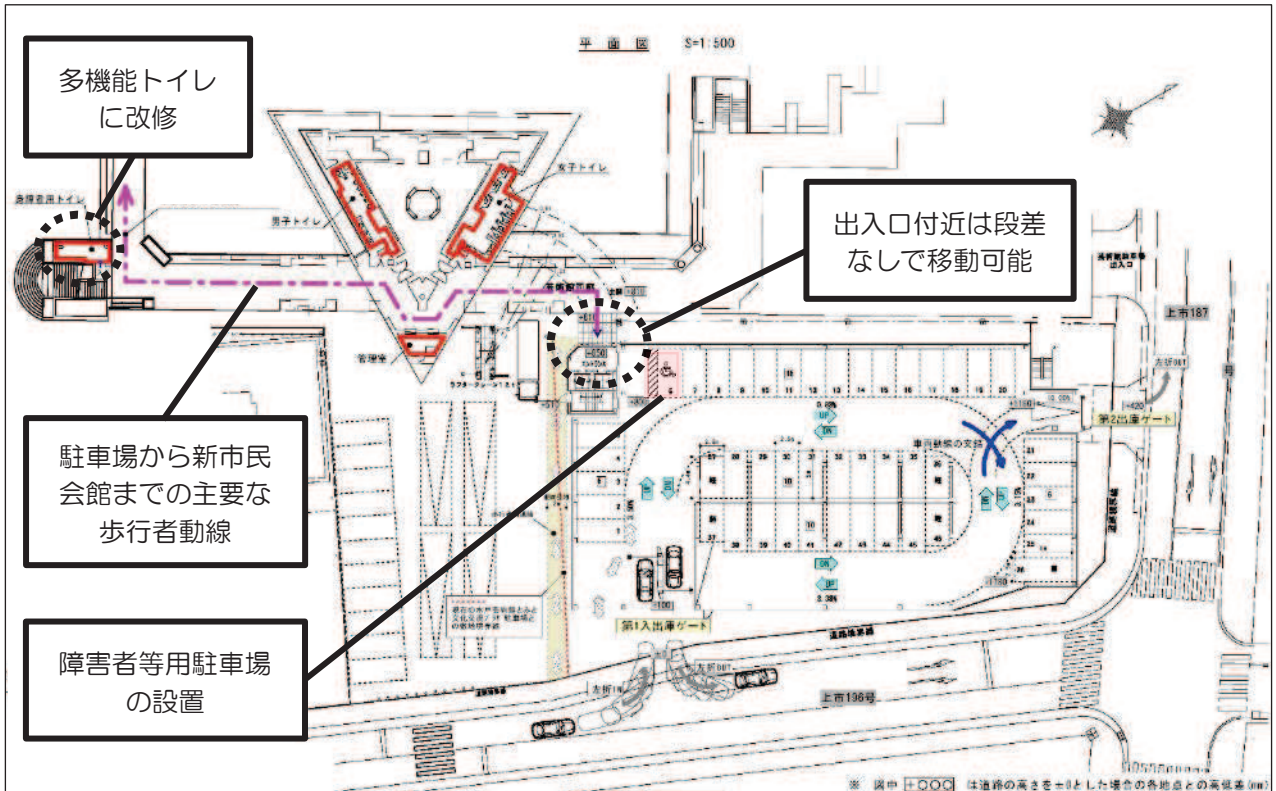
● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果を高めるため、市が取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
<p>【施設利用のマナー向上に関する啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 注意喚起の看板や啓発用ポスター等の掲示などにより、多機能トイレや障害者等用駐車場等の施設利用に係るマナーやモラル向上に資する啓発活動を実施する。 	<p>2022～ 2023 年度 〔開館後、 継続して実施〕</p>
<p>【情報提供の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設のバリアフリー設備に関する情報や施設へのアクセス経路を案内板やマップ等で周知するなど、情報提供の充実を図る。 バリアフリーへの取組について、来館者への広報活動を実施する。 	
<p>【スタッフ研修の充実， 接遇向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修の実施やマニュアルの整備などにより， 館内スタッフの接遇向上を図る。 	

No.	施設名	構造等	事業主体			
⑦	(仮称) 水戸芸術館 東地区駐車場	鉄骨造5層6段 (290台収容)	市〔商工課 泉町周辺地区開発事務所〕			
実施(予定)期間 [年度]						
2018	2019	2020	2021	2022	2023	
設計	工事					
項目	主な内容					
アクセス動線	新市民会館利用者の円滑なアクセス動線確保のため、駐車場出入口を新市民会館に最も近い南西の角とし、芸術館回廊へ段差なしで移動できるように整備する。					
駐車場	各フロアの出入口付近に障害者等用駐車場を設置する。					
場内動線	通路は極力段差の少ない構造とし、各所をスロープでつなぐ。また、車椅子利用者やベビーカー利用者に配慮したゆとりある幅員を確保する。					
	エレベーターは、車椅子使用者と介護者が同時に利用できる広さを確保する。					
事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法						
[事業の実施に必要な資金の額] 約 1,600 百万円 [調達方法] 市予算, 補助金 ※ 活用する補助金 [国] 社会資本整備総合整備事業費 社会資本整備総合交付金						
その他、事業の実施に際し配慮すべき重要事項など						
<ul style="list-style-type: none"> ・当該駐車場内にはトイレを設置せず、隣接する水戸芸術館の既存トイレを活用する。 ・水戸芸術館の既存トイレのうち、身障者用トイレを多機能トイレに改修する。(オストメイト対応設備, ベビーチェアやベビーシートの設置など) ・自動車の出入口付近において、視覚障害者など歩行者が安心して移動できるように配慮する。 [出入口に面する道路(市道上市 196 号線)の整備内容については、56 ページを参照] 						

● 平面図



● 外観イメージ



● 位置図



● 特定事業（ハード）と連携する事業

施設等の整備効果をもとめるため、市が取り組むソフト施策は、次のとおりです。

内容	実施（予定）期間
<p>【施設利用のマナー向上に関する啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 注意喚起の看板や啓発用ポスター等の掲示などにより、障害者等用駐車場等の施設利用に係るマナーやモラル向上に資する啓発活動を実施する。 	<p>2022～ 2023年度 完成後、 〔 継続して実施 〕</p>

第5章 交通安全特定事業計画

1 交通安全特定事業計画に定める事項

バリアフリー法では、交通安全特定事業計画においては、次の事項について定めるものとしています。

- 事業を実施する道路の区間
- 区間ごとに実施すべき事業の内容及び実施予定期間
- その他事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(バリアフリー法第36条第3項)

2 事業概要

基本構想に位置付けた交通安全特定事業は、次のとおりです。

区分	事業内容	事業主体
ハード施策	• 信号機，横断歩道・エスコートゾーン，道路標識の設置，改良	県公安委員会
ソフト施策	• 交通違反の取り締まりの強化 • 交通違反防止の啓発	

3 信号機に関する基準

信号機は、信号機等に関する基準（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例（平成24年3月27日茨城県条例第27号））に適合するよう設置することが求められており、その内容は、次に示すとおりです。

(1) 音響式信号機【基準第2条第1項ア】

視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるものをいいます。



(2) 高齢者感応機能付き信号機 [基準第2条第1項イ]

信号機に設置されている専用の押しボタンを押すことにより、横断青時間を通常の1.5倍程度延長できるものをいいます。



(3) 経過時間表示機能付き信号機 [基準第2条第1項ウ]

歩行者用青信号の表示が終了するまでの時間を表示することができるものをいいます。



[参考] エスコートゾーン

横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内をまっすぐ進めるようにするものをいいます。



4 特定事業の内容

(1) ハード施策

① 南町2丁目交差点から南町3丁目交差点までの道路の区間（国道50号）

交差点名称	内容	実施（予定）期間
[1] 南町3丁目交差点	・エスコートゾーンの設置	2018年度

② 駅南中央交差点から文化センター入口交差点までの道路の区間（幹線市道2号線）

交差点名称	内容	実施（予定）期間
[2] 駅南中央交差点	・エスコートゾーンの設置	2018年度
[3] 中央1丁目交差点	・経過時間表示機能付き信号機の設置	2019年度
[4] 文化センター入口交差点	・エスコートゾーンの設置	2018年度

③ 水戸市役所西交差点から美都里橋北交差点までの道路の区間（市道駅南4号線）

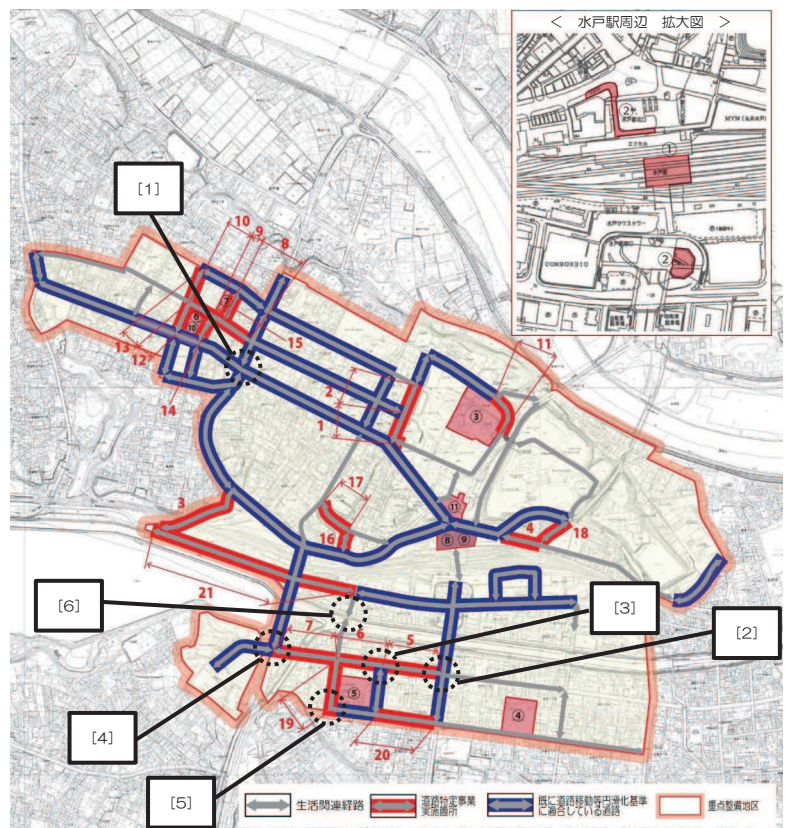
交差点名称	内容	実施（予定）期間
[5] 水戸市役所西交差点	・音響式信号機の設置 ・経過時間表示機能付き信号機の設置 ・エスコートゾーンの設置	2019年度
[6] 美都里橋北交差点	・経過時間表示機能付き信号機の設置	2018年度

④ その他の区間

関係機関と連携し、ニーズの把握に努めながら、計画期間（2018～2023年度）中に、必要な整備を随時実施する。

(2) ソフト施策（重点整備地区内全域において実施）

内容	実施（予定）期間
自動車、自転車の交通違反の取り締まり強化などにより、歩行環境の向上を図る。	2018～ 2023年度 （継続して実施）
周囲喚起の看板や啓発用ポスター等の掲示などにより、交通違反防止のための啓発活動を実施する。	2018～ 2023年度 （継続して実施）



資 料 編

資料1 移動等円滑化に係る県条例（道路）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第81号）

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 歩道等(第3条—第10条)

第3章 立体横断施設(第11条—第16条)

第4章 乗合自動車停留所(第17条・第18条)

第5章 自動車駐車場(第19条—第29条)

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等(第30条—第33条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、道路交通法(昭和35年法律第105号)、法、道路構造令(昭和45年政令第320号)、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号)で使用する用語の例による。

第2章 歩道等

(歩道)

第3条 道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とするものとする。

3 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装等)

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

3 歩道等の有効幅員内に設ける側溝その他の排水施設の蓋は、つえ、車椅子の車輪等が落ち込まない構造とするものとする。

(勾配)

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(歩道等と車道等の分離)

第7条 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは、15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

第8条 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分については、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回することができる構造とするものとする。

(車両乗入れ部)

第10条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第6条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

第3章 立体横断施設

(立体横断施設)

第11条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、移動等円滑化された立体横断施設を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

第 12 条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) かが(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)の内法幅及び内法奥行きは、1.5メートル以上とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものにあっては、内法幅は 1.4メートル以上とし、内法奥行きは 1.35メートル以上とすること。
- (3) かが及び昇降路の出入口の有効幅は、第 1 号に掲げる基準に適合するエレベーターにあっては 90センチメートル以上とし、前号に掲げる基準に適合するエレベーターにあっては 80センチメートル以上とすること。
- (4) かが内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第 2 号に掲げる基準に適合するエレベーターについては、この限りでない。
- (5) かが及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内を視覚的に確認することができる構造とすること。
- (6) かが内に手すりを設けること。
- (7) かが及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) かが内に、かがが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) かが内に、かがが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) かが内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) かが内及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用するものは、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作することができる構造とすること。
- (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅及び有効奥行きは、1.5メートル以上とすること。
- (13) 停止する階が 3 以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かが内に、かが及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第 13 条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。

- (4) 2 段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が 2.5 メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが 75 センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 1.5 メートル以上の踊場を設けること。

(エスカレーター)

第 14 条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3 枚以上の踏段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏段相互の境界を容易に識別することができるものとする。
- (5) くし板の端部と踏段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏段との境界を容易に識別することができるものとする。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏段の有効幅は、1 メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60 センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第 15 条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2 メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- (3) 2 段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第 16 条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (2) 2 段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が 2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが 3メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。
- (11) 踊場の踏幅は、直階段の場合にあっては 1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

第 4 章 乗合自動車停留所

(高さ)

第 17 条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第 18 条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第 5 章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第 19 条 自動車駐車場には、障害者用駐車施設を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合にあっては当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、自動車駐車場の全駐車台数が 200 を超える場合にあっては当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
- (2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第 20 条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける際には、障害者用停車施設を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用停車施設までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
- (2) 車両への乗降の用に供する部分は、有効幅及び有効奥行きを 1.5 メートル以上とするとともに、障害者が安全かつ円滑に乗降することができる構造とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第 21 条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に掲げる構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設ける歩行者の出入口については、この限りでない。

- (1) 有効幅は、90 センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち 1 以上の出入口の有効幅は、1.2 メートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、前号ただし書の規定により設ける歩行者の出入口のうち、1 以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。
- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第 22 条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち 1 以上の通路は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2 メートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- (3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第 23 条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階(障害者用駐車施設を設けている階に限る。)を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち 1 以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第 12 条第 1 号から第 4 号までの規定は、第 1 項のエレベーター(前項の規定により設けるエレベーターを除く。)について準用する。

4 第 12 条の規定は、第 2 項の規定により設けるエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第 24 条 第 13 条の規定は、前条第 1 項ただし書の傾斜路について準用する。

(階段)

第 25 条 第 16 条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第 26 条 屋外に設ける自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第 22 条の規定により設ける通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第 27 条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 男子用小便器を設ける場合においては床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を 1 以上設けること。
- (4) 前号の規定により設ける小便器を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合には、そのうち 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)の便所は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 便所内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられているものであること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第 28 条 前条第 2 項第 1 号の便房を設ける便所は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 第 22 条の規定により設ける通路と便所との間の経路における通路のうち 1 以上の通路は、同条各号に掲げる構造とすること。
- (2) 出入口の有効幅は、80 センチメートル以上とすること。
- (3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
- (4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。
- (5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に掲げる構造とすること。
 - ア 有効幅は、8 センチメートル以上とすること。
 - イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- (6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第 2 項第 1 号の便房は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

- (3) 腰掛式の便器及び手すりを設けること。
- (4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設け、かつ、その旨を見やすい方法により表示すること。
- (5) 非常ベル等の外部に緊急を知らせる器具を取り付けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便所について準用する。

第29条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第5号までの規定は、第27条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便所」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第30条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第31条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。この場合において、視覚障害者誘導用ブロックの敷設は、視覚障害者の安全性及び利便性に配慮した方法によるものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第32条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第33条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 3 条の規定により歩道を設ける道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄さく部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。
- 3 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の部分について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、当分の間、当該部分における歩道等の有効幅員を 1 メートルまで縮小することができる。
- 4 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、第 8 条の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、当分の間、同条の規定による基準によらないことができる。
- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第 10 条の規定の適用については、当分の間、同条中「2 メートル」とあるのは、「1 メートル」とする。

資料2 移動等円滑化に係る市条例（道路）

水戸市道路の構造に関する移動等円滑化のために必要な基準を定める条例（平成25年水戸市条例第6号）

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 歩道等(第3条—第10条)

第3章 立体横断施設(第11条—第16条)

第4章 乗合自動車停留所(第17条・第18条)

第5章 自動車駐車場(第19条—第29条)

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等(第30条—第33条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、道路移動等円滑化基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設(横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。)に設ける傾斜路、通路若しくは階段又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設又は歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。

(2) 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の部分をいう。

(3) 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法第2条及び道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条に定めるところによる。

第2章 歩道等

(歩道等)

第3条 道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)には、歩道を設けるものとする。

2 歩道等の有効幅員内の側溝に設ける格子状の蓋は、滑り止めのついた細目のものとする。

3 歩道等に設ける案内標識の支柱等について、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、反射シートの設置等によりその視認性の向上を図るものとする。

る。

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とするものとする。

3 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装)

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配)

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(歩道等と車道等の分離)

第7条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第4号に規定する横断歩道をいう。以下同じ。)に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは、15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

第8条 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、2センチメートルを標準とするものとする。ただし、視覚障害者の円滑な移動に配慮した構造である場合は、2センチメートル以下とすることができる。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に転回できる構造とするものとする。

(車両乗入れ部)

第10条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち横断勾配が第6条第2項に規定する数値以下である部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

第3章 立体横断施設

(立体横断施設)

第11条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下「移動等円滑化のための立体横断施設」という。)を設けるものとする。

2 移動等円滑化のための立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化のための立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

第12条 移動等円滑化のための立体横断施設に設けるエレベーターは、次の各号に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法のり幅及び内法奥行きは、1.5メートル以上とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

(3) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、90センチメートル(前号に規定するエレベーターにあっては、80センチメートル)以上とすること。

(4) エレベーターの床面は、平たんで、かつ、滑りにくいものとする。

(5) 籠内には、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号に規定するエレベーターにあっては、この限りでない。

(6) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類する物をはめ込むことにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

(7) 籠内には、手すりを設けること。

(8) 籠及び昇降路の出入口の戸の開放時間を延長する機能を設けること。

(9) 籠内には、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

(10) 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(11) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

(12) 籠内及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用するものは、点字の表示等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

- (13) 籠内及び乗降口に設ける操作盤には、緊急時において外部に連絡することができる装置を設置すること。
- (14) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅及び有効奥行きは、1.5メートル以上とすること。
- (15) 停止する階の数が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化のための立体横断施設に設ける傾斜路(その踊り場を含む。以下同じ。)は、次の各号に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を表示すること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊り場を設けること。

(エスカレーター)

第14条 移動等円滑化のための立体横断施設に設けるエスカレーターは、次の各号に定める構造とするものとする。

- (1) 上り専用及び下り専用のものをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- (5) くし板の端部と踏み段の色の輝度比等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレー

ターへの進入の可否を示すこと。

- (7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第15条 移動等円滑化のための立体横断施設に設ける通路は、次の各号に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は、設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- (3) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を表示すること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第16条 移動等円滑化のための立体横断施設に設ける階段(その踊り場を含む。以下同じ。)は、次の各号に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (2) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を表示すること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比等により段を容易に識別できるものとする。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中に踊り場を設けること。
- (11) 踊り場の踏み幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

第4章 乗合自動車停留所

(高さ)

第17条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第 18 条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第 5 章 自動車駐車場

(車椅子使用者等用駐車施設)

第 19 条 自動車駐車場には、車椅子使用者その他の歩行が困難な者(以下「車椅子使用者等」という。)が円滑に利用できる駐車施設(以下「車椅子使用者等用駐車施設」という。)を設けるものとする。

2 車椅子使用者等用駐車施設の数、は、自動車駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合にあっては当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上とし、200 を超える場合にあっては当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上とするものとする。

3 車椅子使用者等用駐車施設は、次の各号に定める構造とするものとする。

- (1) 当該車椅子使用者等用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- (2) 有効幅は、3.5 メートル以上とすること。
- (3) 車椅子使用者等用である旨を見やすい方法により表示すること。

(車椅子使用者等用停車施設)

第 20 条 自動車駐車場の自動車の出入口又は車椅子使用者等用駐車施設を設ける階には、車椅子使用者等が円滑に利用できる停車施設(以下「車椅子使用者等用停車施設」という。)を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車椅子使用者等用停車施設は、次の各号に定める構造とするものとする。

- (1) 当該車椅子使用者等用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- (2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅及び有効奥行きが 1.5 メートル以上であることその他の車椅子使用者等が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- (3) 車椅子使用者等用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第 21 条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次の各号に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- (1) 有効幅は、90 センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち 1 以上の出入口の有効幅は、1.2 メートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を 1.2 メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1 以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第 22 条 車椅子使用者等用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該車椅子使用者等用駐車施設に至る通路のうち 1 以上の通路は、次の各号に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- (3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第 23 条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階(車椅子使用者等用駐車施設が設けられている階に限る。)を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

- 2 前項のエレベーターのうち 1 以上のものは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。
- 3 第 12 条第 1 号から第 5 号までの規定は、第 1 項のエレベーター(前項のものを除く。)について準用する。
- 4 第 12 条の規定は、第 2 項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第 24 条 第 13 条の規定は、前条第 1 項ただし書の傾斜路について準用する。

(階段)

第 25 条 第 16 条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第 26 条 屋外に設けられる自動車駐車場の車椅子使用者等用駐車施設、車椅子使用者等用停車施設及び第 22 条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第 27 条 車椅子使用者等用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次の各号に定める構造とするものとする。

- (1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 男子用小便器を設ける場合においては、1 以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。
- (4) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 車椅子使用者等用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち 1 以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- (1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第28条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次の各号に定める構造とするものとする。

(1) 第22条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上のものは、同条各号に定める構造とすること。

(2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

(5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次の各号に定める構造とするものとする。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(3) 腰掛便座及び手すりを設けること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

(5) 非常ベル等の外部に緊急を知らせる装置を設けること。

(6) 人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

第29条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第5号までの規定は、第27条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第30条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第31条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、

視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

- 2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。
- 3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、横断歩道には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要と認められる箇所に、横断歩行の手がかりとするための視覚障害者誘導用ブロック等を敷設するものとする。

(休憩施設)

第32条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第33条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

- 2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第3条第1項の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭さく部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。
- 3 一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条第1項の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第8条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、当分の間、同条の規定による基準によらないことができる。
- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第10条の規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。

資料3 移動等円滑化に係る県条例（都市公園）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第82号）

（趣旨）

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）で使用する用語の例による。

（園路及び広場）

第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができること。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでないこと。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができること。

- オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができること。
- カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- キ 通路に設ける側溝その他の排水施設の蓋は、つえ、車椅子の車輪等が落ち込まない構造であること。
- (3) 階段は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでないこと。
- イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでないこと。
- エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- カ 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでないこと。
- (4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができること。
- (5) 傾斜路(階段若しくは段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、階段又は段に代わるものにあっては120センチメートル以上、階段又は段に併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。
- イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
- ウ 横断勾配は、設けないこと。
- エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
- カ 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでないこと。
- キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでないこと。
- ク 傾斜路の上端に近接する踊場の部分及び当該部分に近接する通路等の部分には、視覚障害者に対し傾斜の存在の警告を行うために、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。
- ケ その前後の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等によりその存在を識別しやすいものであること。
- (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックそ

他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。この場合において、視覚障害者誘導用ブロックの敷設に当たっては、屈曲する箇所をみだりに設けないようにすること。

- (7) 次条から第 11 条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ 1 以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)第 2 条第 2 項の主要な公園施設に接続していること。

(屋根付広場)

第 4 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合には、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

- (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(休憩所及び管理事務所)

第 5 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合には、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80 センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

- (2) カウンターを設ける場合には、そのうち 1 以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造である場合は、この限りでないこと。

- (3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

- (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち 1 以上は、第 8 条第 2 項、第 9 条及び第 10 条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する

管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合には、そのうち 1 以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第 6 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場及び野外音楽堂は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 出入口は、第 4 条第 1 号の基準に適合するものであること。
- (2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース又は第 4 号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障がないものとした上で、幅を 80 センチメートル以上とすることができること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8 パーセント以下とすることができること。

オ 横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2 パーセント以下とすることができること。

カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。この場合において、視覚障害者誘導用ブロックの敷設に当たっては、屈曲する箇所をみだりに設けないようにすること。

- (3) 車椅子使用者用観覧スペースを、当該野外劇場又は野外音楽堂の収容定員が 200 以下の場合にあっては当該収容定員に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、当該野外劇場又は野外音楽堂の収容定員が 200 を超える場合にあっては当該収容定員に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上設けること。

- (4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち 1 以上は、第 8 条第 2 項、第 9 条及び第 10 条の基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 幅は 90 センチメートル以上であり、奥行きは 120 センチメートル以上であること。
- (2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
- (3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。

(駐車場)

第 7 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場(以下「駐車場」という。)を設ける場合は、そのうち 1 以上に、車椅子使用者用駐車施設を設

なければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、駐車場の全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上としなければならない。

3 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。
- (3) 第3条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設までの経路(第3条第2号に掲げる基準に適合する通路を含むものに限る。)の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(便所)

第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (2) 男子用小便器を設ける場合は、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けること。
- (3) 前号の規定により設ける小便器を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に、手すりを設けること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、前項各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

- (1) 便所内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第9条 前条第2項第1号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識を設けること。

オ 戸を設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設けること。

(3) 腰掛式の便器及び手すりを設けること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設け、かつ、その旨を見やすい方法により表示すること。

(5) 非常ベル等の外部に緊急を知らせる器具を取り付けること。

3 第1項第1号ア及びオ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。

第10条 前条第1項第1号アからウまで及びオ並びに第2号並びに第2項第2号から第5号までの規定は、第8条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「便房」とあるのは、「便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場又は手洗場を設ける場合には、そのうちそれぞれ1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

(掲示板及び標識)

第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板及び標識は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 表示された内容が容易に識別できるものであること。

(特定公園施設の配置を表示した標識)

第13条 第3条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合には、そのうち1以上は、第3条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(一時使用目的の特定公園施設)

第14条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

付 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に工事中の特定公園施設の新設、増設又は改築(県以外の者が行うものに限る。)については、第3条第2号キ、第5号ク及びケ並びに第6号後段、第6条第1項第2号キ後段、第7条第3項第3号並びに第9条第2項第5号の規定は、適用しない。

資料4 移動等円滑化に係る市条例（都市公園）

水戸市特定公園施設の設置に関する移動等円滑化のために必要な基準を定める条例（平成25年 水戸市条例第8号）

（趣旨）

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、都市公園移動等円滑化基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

（一時使用目的の特定公園施設）

第3条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

（園路及び広場）

第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）を併設すること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

- エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
 - オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
 - カ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。
 - キ 側溝その他の排水施設の蓋は、つえ、車椅子の車輪等が落ち込まない構造とすること。
- (3) 階段(その踊り場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものとすること。
- ア 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を表示すること。
 - ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - エ 踏面は、滑りにくい仕上げとすること。
 - オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
 - カ 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
- (5) 傾斜路(階段若しくは段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものとすること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
 - イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
 - ウ 横断勾配は、設けないこと。
 - エ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。
 - オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。
 - カ 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
 - ク 傾斜路の上端に近接する踊り場の部分及び当該部分に近接する通路等の部分には、視覚障害者誘導用ブロック(政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせてみだりに屈曲しないよう床面に敷設したものをいう。以下同じ。)等の設備を設けること。

ケ 周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差等によりその存在を容易に識別できるものとする。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

(7) 次条から第 12 条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ 1 以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)第 2 条第 2 項の主要な公園施設に接続させること。

(屋根付広場)

第 5 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

(休憩所及び管理事務所)

第 6 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものとする。

(ア) 幅は、80 センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(2) カウンターを設ける場合は、そのうち 1 以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものとする。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

(3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、第 9 条第 2 項、第 10 条及び第 11 条の基準に適合するものとする。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、第5条第1項第1号の基準に適合するものとする。

(2) 出入口と次号の車椅子利用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

カ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

(3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合にあっては当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、200を超える場合にあっては当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース(以下「車椅子利用者用観覧スペース」という。)を設けること。

(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第9条第2項、第10条及び第11条の基準に適合するものとする。

2 車椅子利用者用観覧スペースは、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。

(2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

(3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備を設けること。

3 前2項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者その他の歩行が困難な者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者等用駐車施設」という。)を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者等用駐車施設は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 幅は、350センチメートル以上とすること。

(2) 車椅子使用者等用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者等用駐車施設の表示をすること。

(3) 車椅子使用者等用駐車施設は、第4条から前条までの規定により設けられた出入口から当該車椅子使用者等用駐車施設までの経路(第4条第2号に定める基準に適合する通路を含むものに限る。)の長さができる限り短くなる位置に設けること。

(便所)

第9条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けること。

(3) 前号の規定により設ける小便器には、手すりを設けること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項に掲げる基準のほか、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第10条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものとする。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識を設けること。

オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものとする。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。

(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設けること。

(3) 腰掛便座及び手すりを設けること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

(5) 主として市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園に設置する前条第2項第1号の便房は、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

ア 非常ベル等の外部に緊急を知らせる装置を設けること。

イ 人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。

3 第1項第1号ア及びイ並びに第2号の規定は、前項の便房について準用する。

第11条 前条第1項第1号アからウまで及びイ並びに第2号並びに第2項第2号から第5号までの規定は、第9条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(掲示板及び標識)

第13条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする。

(2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものとする。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。この場合において、前項第1号中「高齢者」とあるのは、「点字の表示等により、高齢者」と読み替えるものとする。

第14条 第4条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第4条の規定により設けられた園路及び広場の出入

口の付近に設けなければならない。

付 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

資料5 移動等円滑化に係る県条例（交通安全）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例（平成 24 年 茨城県条例第 27 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。次条第 1 号において「法」という。）第 36 条第 2 項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準（以下「信号機等に関する基準」という。）を定めるものとする。

（信号機に関する基準）

第 2 条 信号機等に関する基準のうち信号機に関するものは、次の各号のいずれかに該当する信号機であること又は信号機を設置する場所において次の各号のいずれかに該当する信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

(1) 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）第 2 条第 4 項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの

ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下この条において「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発生することができるもの

イ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従って道路の横断を始めた法第 2 条第 1 号に規定する高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの

ウ 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないもの

（道路標識に関する基準）

第 3 条 信号機等に関する基準のうち道路標識に関するものは、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

（道路標示に関する基準）

第 4 条 信号機等に関する基準のうち道路標示（横断歩道であることを表示する道路標示を除く。）に関するものは、反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示であることとする。

2 信号機等に関する基準のうち横断歩道であることを表示する道路標示に関するものは、次の各号のいずれかに該当する道路標示であることとする。

- (1) 反射材料を用い，又は反射装置を施した道路標示
- (2) 視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられた道路標示

付 則

この条例は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

水戸市バリアフリー特定事業計画

2019年3月

編 集

水戸市市長公室交通政策課
水戸市中央1丁目4番1号
電話 029 (224) 1111